

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

第 11 回遵守委員会会合報告書

2016 年 10 月 6 - 8 日
台湾、高雄

第 11 回遵守委員会会合

2016 年 10 月 6 – 8 日

台湾、高雄

議題項目 1. 開会

1.1. 歓迎の辞

1. 遵守委員会（CC）議長のフランク・ミーア氏は、会合を開会するとともに、参加者を歓迎し、台湾によるもてなしに感謝の意を表した。
2. メンバー及びオブザーバーはそれぞれの代表団を紹介した。参加者リストは別紙 1 のとおりである。

1.2. 議題の採択

3. 議題は別紙 2 のとおり採択された。
4. 会合の文書リストは別紙 3 のとおりである。

1.3. 会議運営上の説明

5. 事務局長は、主な会議運営上の説明を行った。

議題項目 2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況

2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの報告

2.1.1. 年次報告書

6. メンバーは、遵守委員会及び拡大委員会（EC）に対するそれぞれの年次報告書を総括した。メンバーは、それぞれの報告書の注目すべき点（管理制度の改善、直近の漁獲量、オブザーバーカバー率、帰属漁獲量にかかる共通の定義の実施に関する進捗状況、その他の重要課題等）について説明した。
7. 会合に提出された年次報告書の内容に関して、明確化のための質問を含む議論が行われた。報告された事項の重要な点及びこれらに伴う議論は以下のとおりである。
8. オーストラリアは、同国の国別配分量の中での SBT 遊漁漁獲量の考慮を 2017/2018 年漁期から開始することを想定しており、また 2018 年の会合において遊漁漁獲量の取扱いを報告する予定であることを明確化した。

9. オーストラリアは、ステレオビデオモニタリングの自動化に関する調査プロジェクト報告書はまだ利用可能となっていないが、2016年末までには報告書を提供したいと述べた。
10. 韓国は、投棄量の算出方法に関して現在はオブザーバーデータと船舶データの両方を使用する形に変更したこと、この方法で計算された過去の平均投棄率は漁船員から報告された投棄率よりも高くなっていることについて明確化した。
11. 韓国は、インド洋においてはえ縄漁船及びまき網漁船のビデオモニタリングに関する洋上試験を実施しており、同試験を今後数年間にわたって拡大する予定であると述べた。
12. インドネシアは、同国の大型漁船（総トン数 30 トン以上）による漁獲量の大幅な減少は、各船への漁獲枠の配分から生じた操業の変化によるものであると報告した。
13. インドネシアは、同国への国別配分量は各会社への割当を行う漁業組織に対して配分されており、このため、漁獲量は船舶ベースではなく会社ベースで管理されていることを明確化した。
14. インドネシアは、2015 年に SBT が水揚げされたのはバリのみであり、このことは、漁獲物が水揚げされるその他の港におけるモニタリングの結果からも確かであると述べた。船舶の漁業許可は、政府の検数官が水揚げをモニタリングしている港において漁獲物を水揚げすることを要件としている。
15. 南アフリカは、クォータ制度からオリンピック制度に切り替えることは検討していないと報告した。
16. 南アフリカは、間もなく同国のオブザーバー計画を強化することを予定しており、外国漁船団の 100 % 及び国内漁船団の 30 % のカバー率を目標としていると述べた。
17. 欧州連合は、2015 年の漁獲量を 648kg から 0kg に修正したのは、これが底曳網漁船による魚種の誤報告であったためであると述べた。また欧州連合は、SBT が出現する可能性がある海域近くで操業するはえ縄漁船が 3 隻あるところ、全体のオブザーバーカバー率を上げているところであり、全世界でのカバー率を 10% 近くとすることを目標としていると述べた。オブザーバーは、SBT との遭遇を全く報告していない。
18. ニュージーランドは、同国における無許可漁船による漁獲事例は、あらゆるニュージーランド漁船は合法的に SBT を漁獲することが可能であるものの、同国として、これらすべての船舶ではなく、SBT を漁獲する可能性が最も高い船舶のみを掲載することを選択していることに起因するものであると述べた。
19. ニュージーランドは、同国の遊漁漁獲量について、同国のアマチュアチャーター船団のデータ、各種調査及びゲームフィッシングの標識データから得た推定値であることを明確化した。同国は、これらのデータにつ

いて、実際の遊漁漁獲量の推定値としてではなく、予防的な配分枠の数字を生成するために用いており、最悪のシナリオを鑑みたクォータを想定して同国の国別配分量から最大限の量を差し引いている。

20. ニュージーランドは、10%のオブザーバーカバー率の達成、オブザーバー航海報告の調査、及び統合的電子モニタリングといった代替的な情報ソースの探索等、投棄及びハイグレーディングのリスクの削減に取り組むべく努力していると述べた。
21. 日本は、他のまぐろ類 RFMO による新たな海鳥混獲緩和措置の導入にも関わらず同国船団による海鳥相互作用が増加したことに留意するとともに、この増加の原因について調査を行い、3月に開催される ERSWG 会合に報告する予定であるとした。日本は、他のメンバーも海鳥混獲の増加を報告しており、また ICCAT に対しても同様の報告が提示されていると聞いていると述べた。
22. また日本は、サメの混獲の増加についても認識し、サメ類の資源水準が関係している可能性があるものの根本的な原因を判断するためには資源評価が必要と考えられることを踏まえ、この増加の原因は明らかでないとした。
23. ヒューメイン・ソサエティ・インターナショナル (HSI) は、一部のメンバーがオブザーバーカバー率目標の水準を達成しており、あるいはさらに高い水準にあることを歓迎したが、目標水準が低すぎるものと考えた。また HSI は、海鳥に関するメンバーのパフォーマンスが一律でないことを指摘し、メンバーに対し、海鳥混獲を種レベルで報告するよう奨励した。さらに HSI は、他の RFMO による新たな緩和措置の導入によって期待されていたようには海鳥混獲が削減されていないことを指摘し、自主的な緩和措置の選択が良い方策ではないことは明らかであり、CCSBT は、航海前後の両方において港での遵守状況の評価が容易な措置である加重枝縄を義務化し、より厳格な措置を導入すべきであると述べた。
24. 会合は、フィリピンが会合に対して国別報告書を提出しなかったことについて、不満とともにこれに留意した。

2.1.2. 漁業セクターに関する定義

25. CC 11 作業計画は、異なる漁業セクター（沿岸零細漁業、商業漁業、遊漁及び伝統漁業など）の共通の定義を策定するための一助となるよう、メンバーがこれらを区別するために使用している定義を確認及び記録すべきとしている。このことについて、事務局は、各漁業セクターに関する現状の定義に関するメンバーからの回答をとりまとめた文書 CCSBT-CC/1610/06 について説明した。
26. 合意済みの帰属 SBT 漁獲量に関する共通の定義及びこれが 2018 年から完全実施されることにより、あらゆる要因による全ての死亡量が国別配分量の中で考慮される予定であることから、個々の漁業セクターにかかる

共通の定義は不要であることが合意された。しかしながら、メンバーはそれぞれの漁業セクターの定義について明確化してこれを報告できるようにするとともに、各セクターの活動について報告すべきことが留意された。

2.2. 事務局からの報告

27. 事務局は、メンバー及び CNM による CCSBT 管理措置の遵守状況を取りまとめた文書 CCSBT-CC/1610/07 について説明した。
28. 同文書の中で強調された主な分野は以下のとおりである。
 - 2015 年において、データ提出にかかる全体的な適時性は大幅に改善した。
 - 輸入側のメンバー／CNM は、事務局に提出される必要がある CDS 輸入文書を必ずしも検知及び提出していない。
 - 韓国は、2015 年及び 2016 年第一四半期において、提出すべき漁獲モニタリング様式 (CMF) の輸入者からの写しを非常に低い数／割合でしか提出しておらず、又は全く提出していない (それぞれ (7.4%、0%)。しかしながら、韓国は国別報告書の中で、この問題を解決するため、2016 年 6 月 1 日及び 9 月 1 日から新たなプロセスの実施を開始した旨を報告した。
 - 南アフリカは、2015 年の同国の国別配分量を 14.7 トン超過して漁獲し、CDS の導入以降、同国の国別配分量を毎年超過している。
 - フィリピンは、遵守委員会に対して年次報告書を提出していない。
29. 事務局は、会合前にインドネシア及び韓国から受領した追加情報を含める形で同文書をさらに修正する予定であると述べた。

2.3. CCSBT 管理措置に関する遵守状況の評価

2.3.1. メンバーの遵守状況

30. 二つのメンバーにおいて多数の輸入 CDS 様式が提出されていないことが留意され、そうした状況となった理由及びどのような対応がなされたのかについての明確化が求められた。韓国は、この問題に対応するための新たなプロセスを導入したところであり、今後は全ての輸入 CDS 様式が事務局に報告される予定であると述べた。日本は、こうした不調和について国内で確認作業中であり、近々解決の見込みであると述べた。
31. ニュージーランドは、2015 年に CDS 標識番号が重複して提出されたことを確認しつつ、標識番号の重複の割合が前年とほぼ同様であったこと、及びこうした重複はデータ収集及び入力プロセスの様々な段階におけるデータのエラーによるものであることを指摘した。同国は、この問題を改善するための方法を検討していると述べた。

32. メンバーは、オーストラリアに対し、同国のはえ縄漁業におけるオブザーバーカバー率を上げる計画はあるのかどうか、又は電子モニタリングによりオブザーバーカバー率要件を履行したと考えているのかどうかについて質問した。オーストラリアは、はえ縄漁業では 100%の電子モニタリングに移行したが、これは人のオブザーバーに置き換わるものではなく、人によるオブザーバーカバー率を常に維持していく予定であることを明確化した。オーストラリアは、同国全体としてはオブザーバーカバー率が 10%を超えていたが、観察された SBT 投縄のカバー率のみを報告していたため、CC に報告した数字は低くなっていると述べた。

2.3.2. 協力的非加盟国の遵守状況

33. フィリピンは、2015 年は SBT 漁獲がなかった旨を報告したが、2016 年は年次報告書を提出せず、またいずれの会合にも出席しなかったことが留意された。さらにフィリピンは、2015 年の年次報告書に対する質問に回答しておらず、また同国の CNM としての地位の継続に関する申請も行っていない。
34. EC からフィリピンに対し、同国が CNM の地位の継続を望むならば報告書を提出する必要があるとする警告を行うよう、EC に対して勧告を行うことが提案された。

2.3.3. 是正措置政策の適用

35. 南アフリカに対し、2015 年の過剰漁獲が同国の CNM からメンバーへの移行期間に発生したことを踏まえつつ、これに対応する意志があるのかどうかについて質問がなされた。南アフリカは、過剰漁獲問題への対応措置をとるための法令を有しており、この問題は最適な形で確実に対応されると述べた。
36. メンバーは、インドネシアによる国別配分量遵守の一助となるよう、インドネシアに対して支援を行うことをメンバーに要請した CC 10 の決定について検討した。日本は、支援のためのアレンジを行ったが、インドネシア国内の問題により実行されなかった。インドネシアは、2013 年にニュージーランドを訪問し、価値ある知見を得るとともに、その際の情報を現在のクォータ制度の策定に活用したと述べた。インドネシアは、この新制度によって同国の SBT 漁業を管理することができ、将来的に同国の国別配分量を超過することはないと確信しているとした。しかしながらインドネシアは、他のメンバーからの支援は常に歓迎すると述べた。

議題項目 3. CCSBT 遵守計画の実施

3.1 二国間協定又は国際ネットワークを通じたモニタリングの強化

37. 事務局は文書 CCSBT-CC/1610/08 について説明し、CCSBT 22 以降における CCSBT と国際監視・管理・取締り (IMCS) ネットワーク及びその他の地域漁業機関 (RFB) / 地域漁業管理機関 (RFMO) との関係に関する最新情報を提供した。

38. 事務局のコンプライアンス・マネージャーは、2016年3月にオークランド（ニュージーランド）で開催されたIMCS及びFFA会合に参加し、事務局長は2016年7月にローマで開催されたIMCSビジネス会合に参加した。FFA会合は、CCSBTとFFAが相互に関心を有する分野に関する情報について協力及び／又は共有できる可能性を探るため、もっと具体的に言えば南緯25度から50度の海域で操業しているCCSBTの非協力的非加盟国船籍のはえ縄漁船に関するFFAの船舶監視システム（VMS）データをCCSBTと共有する可能性を探るために出席したものである。
39. また、CCSBT事務局は、ICCAT（大西洋まぐろ類保存国際委員会）及びIOTC（インド洋まぐろ類委員会）事務局との定期的な連絡を行うとともに、WCPFC事務局との転載MoC締結に関する連絡調整を行った。

3.2 遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書テンプレートの改正

40. 事務局は、CC及びECに対する年次報告書テンプレートの改正を提案した文書CCSBT-CC/1610/09を説明した。
41. 改正案では以下が提案された。
 - 2017年1月に発効予定の港内検査に関するCCSBTの最低基準に関するデータの報告を促進するため、新たにセクション4を挿入すること
 - 輸出量の報告を漁期年ではなく暦年ベースで製品重量（トン）により報告すること、輸入した製品の再輸出についても同様に報告することを含む、CC11が議題項目4.2.1において合意した勧告を考慮するため、セクション6（SBTの輸出）をアップデートすること
 - 輸入量データが輸出量データと一環した形、すなわち漁期年ではなく暦年ベースで製品重量（トン）により報告されるよう確保するため、セクション7（SBTの輸入）をアップデートすること
 - その他軽微な編集上の変更／是正
42. メンバーは、是正及び簡素化のため、いくつかの追加的な微修正を提案した。
43. 会合は、事務局及びメンバーの両者から提案された全ての修正提案に合意するとともに、ECに対して、改正CC/EC年次報告書テンプレートを検討するよう勧告することに合意した。テンプレート改正案は別紙4のとおりである。

3.3 電子的監視技術

44. メンバーは、電子的監視技術の試験及び実施において大幅な進展があったこと、及び一部のメンバーはこれらの技術について他よりもさらに進んでいることに留意した。電子的監視技術は人間のオブザーバーに置き換わるものではないが、人間のオブザーバーを補完する非常に有益なデータを提供し得るものであるというのが全体的な見方であった。また、

電子ログブックや電子的許可など、ビデオよりも高い利便性及び効率性をもたらす得る様々な電子的システムがあることも留意された。

45. 会合は、多くのメンバーは2017年から電子的監視システムを導入するとの立場にはなかったこと、及び電子的監視技術の導入については2018年から2020年における遵守行動計画の文脈の中で検討されるべきことに合意した。

3.4 CCSBT のデータ収集及び管理に関する制度／プロセスの精査に関する研究

46. 事務局は、CCSBTにおけるデータ収集及び管理に関するシステム及びプロセスを精査するための研究の付託事項案と、こうした研究の実施にかかる粗々の費用見積りを示した文書 CCSBT-CC/1610/10 を説明した。
47. 一度に、かつ可能な限り情報源に近い所から情報を収集するのが理想的であるという点については全体的な合意があったものの、メンバーにはこうした提案を採択する用意がなかった。会合は、メンバーが将来においてこうしたコンセプトを再検討することを決定した際に、本研究に関する提案及び付託事項が利用可能であることに留意した。

3.5 2015–2017 年の CAP に関する 2014 年 CCSBT パフォーマンス・レビューパネル勧告のフォローアップ

48. 事務局は、2014年のCCSBTパフォーマンス・レビューによる遵守に関する勧告に対応するべく過去に提案されていた行動事項案に関して、文書 CCSBT-CC/1610/11 の該当箇所を説明した。
49. 会合は、パフォーマンス・レビュー勧告に関連する以下の行動事項を2018–2020年の遵守行動計画に取り入れることに合意した。
 - CCSBT の 2006 年及び 2008 年の VMS 決議をレビューすること
 - 発展途上国であるメンバーを支援するためのキャパシティ・ビルディングの必要性にかかるターゲット分析及び遵守「ミッション」
50. CCSBT の是正措置政策に関するパフォーマンス・レビュー勧告については、本会合の議題項目 4.1 において検討することが合意された。
51. 会合は、2018–2020年のCAPに、SBT漁船に対する公海臨検スキームに関する基準及びプロトコルの策定を行動事項として含めることについてはコンセンサスに達しなかった。しかしながら、ニュージーランドは、国連公海漁業協定 (UNFSA) ¹ 第 21 項 (3) によれば、CCSBT は独自の手続きを設立しておらず、かつ UNFSA の採択から 2 年以上が経過している

¹ 分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する 1982 年 12 月 10 日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定

ので、臨検に関する UNFSA の規定が有効であると述べた。また、これらの規定は UNFSA の締約国のみに適用されることが留意された。

52. メンバーは、現行の行動事項 10.1.2 を以下のとおり修正することに合意した。
- MCS 制度に関するベスト・プラクティス及び情報の特定及び共有を継続すること

3.6 2018–2020 年の CAP における優先度の高い遵守分野に関する予備的検討

53. 事務局は、現行の遵守行動計画に掲げられた遵守リスクに焦点を当てつつ、文書 CCSBT-CC/1610/11 を説明した。
54. 会合は、過去に特定された遵守リスクについてレビューを行い、2018–2020 年の遵守行動計画を策定する際に検討すべき遵守リスクの改定リストを以下のとおり作成した。
- CDS の非遵守又は不完全な実施
 - 転載（港内及び洋上の両方）に伴うリスク（製品の追跡の困難性、製品の無許可持込みの防止、及び洋上において製品が転載される際の違反を確認する（SBT の種同定を含む）転載オブザーバーにかかる制約を含む）
 - 別魚種（SBT 以外の魚種）として水揚げされる SBT
 - 非協力的非加盟国（NCNM）による SBT の漁獲
 - CCSBT の CDS 文書の提出に協力しない SBT 市場の拡大
 - SBT 死亡量の不完全な報告及び国別配分量に対する SBT 死亡量（遊漁、沿岸零細漁業、投棄、蓄養セクターの漁獲量、蓄養以外の商業セクターの漁獲量）の不完全な計上
 - SBT 以外の種（海鳥を含む）の混獲にかかる不完全又は不正確な報告
 - CCSBT の合意された保存管理措置にかかるメンバーの不完全な実施
55. 事務局は、2018–2020 年の CAP に取り入れることを検討すべき追加的な行動事項を提示した文書 CCSBT-CC/1610/11 の第 4 セクションを説明した。これらの行動事項案に関して、以下のとおり合意された。
- 電子的監視技術の導入について検討すべきである。
 - CCSBT の IUU 船舶リストと他のまぐろ類 RFMO の IUU 船舶リストとの相互掲載に関するオプションをレビューすること。また、ICCAT の相互掲載に関する取決めは検討が必要な相互掲載プロセスにかかる多数の問題に対応したものであることから、これを精査すべきことが提案された。
56. ERS 関連の義務に関する現状の遵守報告要件のレビュー案が検討された。事務局は、遵守行動計画に当該レビューを追加する代わりに、CC 及び EC に対するメンバーの国別報告書から得た混獲緩和措置の遵守モニタリン

グに関する情報をとりまとめ、2017年3月のERSWG 会合による検討に向けた情報提供を行う予定である。このことにより、ERSWG に対して当該情報を精査するとともに、必要に応じて CC に対して追加情報を求める機会を提供する予定である。

57. メンバーは、現状の事務局のリソースは求められている遵守上の分析の全てを完遂するには不十分であることを踏まえつつ、遵守上の機能に関して事務局が利用可能なリソースについて検討した。メンバーは、必要に応じてリソースを増強することが望ましいものの、財政上の制約があること及びリソースの要求が競合していることに留意した。
58. 事務局は、その他の作業にかかる時間を省くことで最もリスクの高い重要な分野にリソースを集中することができるようにすべく CDS の照合プロセスを合理化する観点から、現状の CDS 運営にかかる作業について事務局が精査することを提案した。この照合プロセスの合理化について、事務局が休会期間中にメンバーと連絡調整することが合意された。
59. またメンバーは、現在の遵守委員会会合の会議運営に関して検討し、利用可能なリソースを踏まえれば現在の運営で十分であることに合意した。

議題項目 4. CCSBT MCS 措置のレビュー及び改正

4.1. 是正措置政策のレビュー

60. 事務局は、メンバーに対して是正措置政策にかかるレビュー（2014年のCCSBT パフォーマンス・レビューパネル（PRP）による二つの勧告（PR-2014-48 及び PR-2014-49）の検討を含む）の実施を求めた文書 CCSBT-CC/1610/12 を説明した。
61. 会合は、全世界の TAC の国別配分量にかかる違反の公開記録を設立及び維持することを具体化すべく是正措置政策を改正することを勧告した。この記録は、これらの違反に関してとられた是正措置を含む予定である。改正是正措置政策は別紙 5 のとおりである。
62. この公開記録については、将来的には、メンバーによる合意を受けて、追加的な遵守違反を含む形に拡大し得ることが留意された。

4.2. 漁獲証明制度 (CDS)

4.2.1. CDS の運用上の課題

63. 事務局は、CCSBT の漁獲証明制度 (CDS) について、事務局が確認及び記録した運用上の課題について記述した文書 CCSBT-CC/1610/13 を説明した。確認された課題は、以下のように昨年と類似した内容であった。
 - 一部の CDS 文書（特に輸入 CMF/REEF の写し）の不提出
 - 漁獲/収穫月において SBT を漁獲する許可を有せずに SBT を保持していた船舶

- 確認の日付において権限を付与されていなかった確認者
 - 標識データの不一致及び標識番号の重複
 - 輸入者からの「キャンセルされた CMF」の写しの受領
 - 輸出 CMF の写しと輸入 CMF の写しの間の SBT の尾数／重量の差違
 - 過剰利用分析を困難にする、REEF 上における複数の「先行する文書番号」の列記
 - SBT が NCNM に輸出／再輸出された際に生じる情報のギャップ（米国に輸入される SBT 製品を除く）
64. 最後の点に関して、事務局及び CC は、現在は事務局に積極的に協力している米国に対し、2015 年及び 2016 年の両方における四半期ごとの CDS 輸入データの提出への謝意を表明した。

韓国及び台湾における CMF の漁獲／収穫セクションと輸入セクションに記載された SBT 重量の差違に関する分析

65. 事務局は、韓国及び台湾の CMF に関して、CMF の漁獲／収穫セクションに記載された SBT の重量と、CMF の輸入セクションに記載された重量との間に確認された差違についての分析結果を説明した。分析結果は文書 CCSBT-CC/1610/13 の表 1 のとおりである。総括すると、韓国の CMF において、（分析した 12 件の CMF のうち）重量の差違が 5% より大きかったものはなかった。台湾に関しては、（分析した 83 件の CMF のうち）重量の差違が 5% より大きかったものは 6 件であった。

国別報告書において報告された輸出量／輸入量と CDS データから得られた輸出量／輸入量との間の差違

66. CC 10 からの要請に基づき、事務局は、メンバーの国別報告書において報告された輸出量／輸入量と、CDS データから生成した輸出量／輸入量との比較にかかる端的な概要を提示した。結果については文書 CCSBT-CC/1610/13 の表 2 に示したとおりである。さらに事務局は、将来における輸出／輸入情報の報告／提出に関する標準的なフォーマットに関する勧告を行い、会合は以下について承認するとともに、EC に対してこれを勧告することに合意した。
- 輸出量（製品重量のトン数）が輸出（再輸出）された日付の「暦年」によって提出されることを明確にするため、CC/EC に対する年次報告書テンプレートを修正すること
 - 輸出には直接輸出及び再輸出の両方が含まれることを明確にするため、CC/EC に対する年次報告書テンプレートを修正すること
 - 事務局に対し、将来における措置の遵守状況にかかる事務局文書の別紙 C（全世界の漁業の特性解析）において、CMF と REEF を組み合わせた暦年での輸出量／輸入量の総計を提示すること

4.2.2. CDS 決議の改正

67. 事務局は、メンバーによる検討に付するべく 2016 年 4 月の CCWG 4 により作成された漁獲証明制度（CDS）に関する決議改正案を示した文書 CCSBT-CC/1610/14 を説明した。
68. 事務局は、決議改正案の中で最終化されていない主要な分野について総括した。決議本文（最終化されていないのは決議案において黄色で着色され、かつ角括弧が囲われた部分である）並びに一部の証明書とその記載要領にこうした分野があった。こうした未解決の課題を解決するべく、メンバーは、最初に決議本文を見た上で、次に別添 2（標識計画にかかる基準）を検討することに合意した。
69. 会合では、決議本文のうち角括弧で囲われていた部分のいくつかについて合意することができたものの、一部については解決することができず、将来の検討に委ねるべく角括弧を付したままとされた。事務局は、別添 2 における変更については合意することを提案した。別添 2 を含む CDS 決議本文の改正案は別紙 6 のとおりである。
70. CC 議長は、CDS 決議の相当の部分において合意に至っていないこと、及びメンバーは積み残しの問題について休会期間中に引き続き対応することに合意した旨を指摘しつつ、EC に対して進捗状況を報告する予定である。

4.3. 許可船舶決議

71. 事務局は、ロイド／IMO ナンバーに関連して以前に採択された改正許可船舶決議について、文書 CCSBT-CC/1610/13 の関連部分を説明した。メンバーは、2017 年 1 月 1 日以降、木造船及びファイバーグラス船を除く総トン数 100 トン以上のすべての CCSBT 許可船舶に対して IMO ナンバーの取得が義務づけられていることを再認識した。総トン数 100 トン以上の非鋼船についてもこれは適用可能であり、現在は IMO ナンバーの取得対象となっていること、及び EEZ の外側で操業する全長 12 m 以上の船舶は固有船舶識別（UVI）番号の発行を受けられること、これらの番号はいずれも IHS Maritime and Trade に要請することで取得可能であることが留意された。

4.4. VMS

72. 事務局は、VMS に関して、転載オブザーバーによる検査時に VMS 機器の電源ライトが点灯しておらずスイッチが切られていた可能性を示唆した転載オブザーバー報告書を複数受領したことについて、これをメンバーに情報提供した文書 CCSBT-CC/1610/13 の関連部分を説明した。
73. CCSBT は本件に関する違反に対する公式の手続きを有しておらず、会合に対する問題の報告及び旗国に対する通報が通常に対応であることが明確化された。オブザーバー報告書は IOTC 及び ICCAT から送付されてく

るので、それぞれの機関においても、各機関の遵守委員会に対する報告といった何らかの対応がとられているものと考えられることが留意された。

74. メンバーは、VMS のライトは必ずしもユニットが作動中であることを示しているわけではないこと、一部の船舶は二つの VMS 機器を装備しているのでオブザーバーは予備ユニットのみを認識した可能性があることが留意された。また、VMS 機器の中には稼働中であることを示すライトがないものもあることが留意された。
75. 深刻な違反及び IUU 活動と考えられる複数の事案があったことから、フォローアップのプロセスが必要であるとの合意があった。IOTC には一元化 VMS 問題に取り組んでいる MCS 問題に関する作業部会があり、これが本件に関して CCSBT の一助となり得る情報を得るための適当な連絡先であると考えられることが留意された。
76. 一部のメンバーは、IOTC には一元化 VMS がなく、ゆえに IOTC 海域では CCSBT における非遵守リスクが高いことを示しているとの懸念を共有した。メンバーは、IOTC における一元化 VMS の開発を支持するよう勧奨された。EU は、一元化 VMS の導入は、費用効果が低く、また漁業戦略上の機密性に関する問題を生じさせる可能性があるとして指摘した。
77. 事務局には VMS 問題に関してより時間を割くためのリソースがないこと、事務局は CDS の運営に関して多大な時間を費やしていることが留意された。CDS の運営にかかる費用効果の高い代替策として、事務局のコンプライアンス・マネージャーの労働時間の一部を開放することが考えられると提案された。作業の重複を回避するために他の RFMO を活用することも考えられる。
78. 会合は、現在の VMS の取決めについて公式にレビューを行う必要があることに合意した。

4.5. 転載決議

4.5.1. 転載報告

79. 事務局は、転載監視計画の運用上の課題に関する文書 CCSBT-CC/1610/13 の関連部分を説明した。時々生じる SBT の種同定の困難性、及び写真は種同定のためには不適切である場合が多いことを踏まえ、事務局は以下を勧告した：メンバー及び事務局は、将来的には転載オブザーバーが現場で利用可能な遺伝子試験キット（まぐろ類の種同定用）のようなツールを利用し、DNA 分析のためのサンプル収集にも対応することを検討することができるよう、有効性及び利用可能性の観点からこうしたツールの開発状況をモニタリングしていくべきである。
80. 会合は、この勧告を強く承認した。

4.5.2. WCPFC との転載 MOU 締結の可能性

81. 事務局は、WCPFC 条約水域である公海におけるみなみまぐろの転載の監視に関する WCPFC オブザーバー計画オブザーバーの承認に関する協力覚書 (MoC) 案を含む文書 CCSBT-CC/1610/15 を説明した。
82. 事務局は、WCPFC は同案について検討済みであり、修正を加えることなく同案を WCPFC 本委員会に対して勧告したが、南太平洋フォーラム漁業機関 (FFA) メンバーは MoC の実施について現在も検討中であると述べた。
83. 会合は、全体として MoC を支持し、MoC を EC による検討に付するべく提出することに合意した。WCPFC が MoC に変更を加えないこと、及び EC が CCSBT 転載決議の第 37 項を以下のとおり修正することに合意することを支持の条件とすることが合意された。

「同一の措置の重複を避けるため、CCSBT 運搬船記録にある船に乗船している ICCAT、IOTC 又は WCPFC のオブザーバーは、本決議で策定された基準に合致していること、及び CCSBT 事務局が通知を受けていることを条件に、CCSBT 転載計画に参加していることを見なす。

CCSBT 事務局は、ICCAT、IOTC 及び WCPFC に提出された SBT の情報に関し連絡を保たなければならない。また、CCSBT 事務局は、転載及びオブザーバー基準について、他の地域漁業管理機関の事務局と情報交換を行わなければならない。」

84. オーストラリアは、EC が MoC を検討することについては同意するものの、同国は立場を留保し、現時点において MoC を承認することはできないと述べた。

4.6. 遵守にかかる決議、決定及び勧告のレビュー

85. レビューのために提示された決議、決定又は勧告はなかった。

4.7. CCSBT IUU 船舶リスト決議

4.7.1. SBT が関連している可能性がある IUU 漁業活動

86. ニュージーランドは、南太平洋におけるニュージーランド公海取締りから得られた同国の捜査結果について報告した文書 CCSBT-CC/1610/21 を説明した。共同で操業していた 4 隻の船舶のうち 2 隻に対して取締官が立入検査を行ったところ、船上に SBT を保持していることが確認又は強く疑われた。クルーの一部は船上に SBT を保持していること及び SBT を漁獲対象としていることを認め、漁獲物をメバチとして誤報告するよう指示されていたと供述した。収集されたサンプルは、DNA 試験により SBT であることが確認された。
87. メンバーからの質問に対し、ニュージーランドは、これらの漁船が、当時 CCSBT 許可船舶が SBT を漁獲対象として操業していた海域近くで操業していたことを明確化するとともに、船団のうち 1 隻の漁船のクルー及び船長の証言、及び収集された DNA サンプルの全てが SBT と確認さ

れたことを踏まえれば、船上に保持されていた全てのマグロがメバチではなく SBT であったと確信しているとした。立入検査を受けなかった 2 隻については、立入検査を受けた 2 隻と同様の形で操業していたため、船上に SBT を保持していた可能性が非常に高いと考えられる。立入検査を受けた船舶のうち 1 隻については、他の船舶から SBT の転載を受けたことが疑われた。

88. ニュージーランドは、本件に関して旗国に通報したが、未だ返信を受けとっていない。旗国からの返答次第では、ニュージーランドは、来年、CCSBT 及び WCPFC の IUU 船舶リストへのこれらの船舶の掲載を提案する可能性がある。この船団に対しては、WCPFC の規則に違反しているので操業を停止し海域を離脱するよう通告したが、その時点では同船団に対してそれ以上の対応を取ることはできなかった。
89. メンバーは、この SBT 漁業活動の確認及び調査におけるニュージーランドの優れた対応に感謝するとともに、これを称賛した。
90. 事務局は、CCSBT の IUU 船舶リスト決議に関する情報を総括した文書 CCSBT-CC/1610/16 を説明した。現時点では CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶はないが、事務局は、シーシェパード・グローバルから中国船籍漁船団による SBT の IUU 漁業活動の疑いに関する情報を受領した。
91. メンバーは、事務局長から中国に対し、確認された SBT の漁獲に関する情報を求める書簡を送るべきであるとして EC に勧告することに合意した。
92. 非メンバーによる漁獲に対して体系的に対応することは有益であると提案された。事務局は、CCSBT は 2000 年に、CCSBT の保存管理措置の有効性を減殺するような方法で SBT を漁獲している船舶が所属する非メンバーに対応するためのステップを定めた「行動計画」決議を採択していると述べた。メンバーは、EC の前に行動計画決議を精査するよう要請された。
93. 一部のメンバーは、これらの問題について中国と二国間で議論する用意があると述べ、議長は、メンバーに対し、中国とのあらゆる機会においてこれらの問題を提起するよう勧奨した。

4.7.2. IUU 船舶リスト案

94. 事務局は、IUU 船舶決議パラグラフ 4 に従って事務局長に情報を提出したメンバーはなかったと述べた。このため、CC 11 が検討すべき IUU 船舶リスト案はなかった。

4.7.3. CCSBT IUU 船舶リスト決議改正案

95. 会合は、CCSBT IUU 船舶リスト決議に対する二つの修正案について検討した。修正の一つは、メンバー/CNM から受領した情報並びに事務局長が利用できるその他の適切に文書化された情報に基づき、事務局長が

IUU 船舶リスト案に船舶を追加できるようにするものであった。もう一つの修正案は、大型流し網を CCSBT における禁止漁具として指定するものであった。

96. 事務局長が IUU 船舶リスト案に船舶を掲載できるようにすることのメリットとデメリットに関して、メンバーは様々な意見を表明した。本件については、懸念に対応するとともに EC に対して修正決議案を提示することができるよう、メンバーは CC 及び EC 会合の合間にこれを検討する予定である。
97. 会合は、大型流し網を禁止する形で IUU 船舶リスト決議を改正するのではなく、EC に対して大型流し網漁業に関する決議案を勧告することに合意した。決議案は別紙 7 のとおりである。

4.8. 最低履行要件

98. 事務局は、CCSBT IUU 船舶リスト決議に関する新たな最低履行要件 (MPR) 案を提案した文書 CCSBT-CC/1610/17 を説明した。
99. 港内検査に関する最低基準を定めた CCSBT 制度に関する MPR 案の作成については、港内検査 MPR が既存の転載決議 MPR (港内転載) と重複する可能性があることから、全体を通してレビューするべく、より多くの時間を確保できる 2017 年に作業を先送りすることとされた。
100. 事務局は、CC に対する年次報告に関する既存の MPR (セクション 6.5) についてもレビューを行ったが、現時点ではこれを更新する必要はないことを確認した旨を報告した。
101. 会合は、事務局文書において提案された CCSBT IUU 船舶リスト MPR (別紙 8 のとおり) に合意した。

4.9. 品質保証レビュー

102. 事務局は、2016 年の QAR プログラム全体の概要報告である文書 CCSBT-CC/1610/18 の概要を説明した。以下のとおり、将来の QAR の手続きに対する二点の変更が勧告された。
 - QAR とは何か、何を期待し、及びメンバーは何を期待されているのかについてのメンバーの理解を促すとともに、重要な連絡情報とともに評価者を提示するための「適用プロセス」
 - 現場での使用向けに CCSBT 最低履行要件を要約した、より詳細な現地監査チェックリスト。これは、情報の収集 (特に評価者が監査ミーティングにおいて翻訳についても管理する場合) を支援するものと考えられる。
103. QAR の手続きに対する二つの変更提案は、会合によって承認された。

104. 会合は、2017年に台湾がフェイズ2 QARを受けること、及びその後の各年において欧州連合及び南アフリカがフェイズ1及び2を組み合わせたQARを受けることに合意した。

4.10. 貿易データのレビュー

4.10.1. 年次貿易分析

105. 事務局は、グローバル・トレード・アトラス（GTA）から得た貿易データの分析結果の更新情報に関する文書 CCSBT-CC/1610/19 を説明し、以下のような主要な結果を取り上げた。

- GTA データベースに示された SBT の活魚貿易はすべて、魚種のミスコードの結果であることはほぼ間違いない。
- 2011年から2015年の間における主要な NCNM 市場国は中国、香港、シンガポール及び米国であり、レバノン及びロシアも可能性がある。新たな市場国の出現は確認されなかった。
- GTA 貿易データは、以下の例外を除き、CDS において提出されたデータを概ね反映しているようである。
 - EU は、輸入国としても輸出国としても過剰に示されているようである（記録された貿易データのほとんどは、その他の魚種が SBT としてミスコードされたことに起因するようである）。
 - インドネシア及び南アフリカは、輸出量が CCSBT の漁獲証明制度（CDS）に提出されたデータが示すよりも大幅に低く記録されているが、この原因は不明である。

106. インドネシアは、2017年に同国の SBT サプライチェーンに関する調査を予定しているので、GTA データベースにおいてなぜ輸出量が低く示されているのかについて、来年にはいくらかの明確化ができるはずであると述べた。

107. 米国は、文書の表 10 に示されている 2010 年から 2014 年の間のロシアへの生鮮 SBT の輸出はミスコードの結果である可能性が高く、これについてさらなる調査を行い、将来の遵守委員会に報告すると述べた。

4.10.2. GTA データベースにおける EU 域内貿易の数字に関するレビュー

108. 欧州連合は、以下を指摘しつつ、本件に関して口頭で簡単に報告した。

- GTA データベースに記録された SBT の高い貿易量の原因の理解を試みるべく、本件について関連する EU 加盟国と調査を行った。
- 時折 SBT と大西洋クロマグロのコードに混乱があり、ミスコードの原因となっているようである。

- メンバー国に対しては可能であればデータを修正するよう要請し、一部は修正されたものの未修正の国もあるところ、将来的には修正するよう努力する。
- 将来的にさらなるミスコード問題が生じる可能性はある。

4.10.3. 中国における SBT 市場の存在に関する分析

109. TRAFFIC（中国における SBT 市場の存在に関する分析にかかる CCSBT からの請負業者）は、貿易データを通じた中国における SBT 製品の存在を確認するためのプロジェクト（CCSBT が資金を拠出）の結果を報告した文書 CCSBT-CC/1610/20 及び CCSBT-CC/1610/23 を説明した。文書では、DNA 検査によって北京及び上海の刺身レストランから採集した 199 の刺身サンプルのうち 26 サンプルが SBT であることが確認され、そのほとんど（25 サンプル）が上海からのものであったことが報告された。また TRAFFIC は、CSIRO の代理として、組織サンプルから SBT が由来する海域を推定するための生化学的手法の活用に関する概念研究の実証に関する文書 CCSBT-CC/1610/24 を説明した。
110. メンバーは、低価格帯からサンプリングされた刺身において SBT の割合が高かったことは、高価格が想定される正式な輸入品に由来する製品ではないことを示唆していることに留意した。
111. 日本の業界は、サンプリングが行われなかった広州では脂身の多いマグロが好まれ、刺身として SBT を好む市場となっている可能性があり、脂身が少なく赤が強い刺身を好む北京市場では SBT は好まれない可能性がある」と述べた。
112. メンバーは、中国における不法 SBT の全体的な推定値を得るために本報告の情報をどのように使うかを判断することができなかった。このデータは慎重に扱う必要があること、及び値の推定を行う前にさらなる情報及び調査が必要であるものの、中国の SBT のうち相当の割合が不法なものであると示唆されていることが合意された。
113. メンバーは、より多くのデータを得るとともに CDS への協力を要請するため、中国と関与する必要性を確認した。

議題項目 5. 非メンバーによる SBT 漁獲量の水準に関する検討

114. 事務局は、NCNM の漁獲量の推定値を提示したニュージーランド及びオーストラリアの共同文書 CCSBT-CC/1610/BGD02 を説明した。文書では、未報告漁獲量を予測するため、CCSBT メンバーのデータから予測漁獲率を推定し、この漁獲率を ICCAT、IOTC 及び WCPFC から得た非メンバーの漁獲努力量に乗じるモデリングアプローチを用いた。拡大科学委員会（ESC）のメンバーは、この分析による推定値は、以下の場合に非メンバーによる真の漁獲量よりも過小推定となる可能性がある」と助言していたことが留意された。

- 漁獲努力量が他の RFMO に報告されていない場合（例えば IUU 漁業）
- WCPFC 及び ICCAT の機密保持規定に対応するための「3 隻ルール」の適用により、分析に使用されたデータセットから一部の漁獲努力量データが除外されている場合

115. 本文書の分析において最も影響が大きいファクターの一つは、漁獲努力量を混獲と漁獲対象のいずれに仮定するかであった。このため、ESC は、下表 1 のとおり、両方の仮定を漁獲努力量に当てはめたシナリオを提示した。

表 1：公表されている漁獲努力量分布の分析及び SBT に関するメンバーの CPUE に基づく、年別、及び非メンバーのはえ縄漁獲量を「漁獲対象」及び「混獲」として仮定した場合別の SBT 漁獲量のシナリオ

年	漁獲対象 (t)	混獲 (t)
2007	81	10
2008	35	5
2009	224	75
2010	372	53
2011	246	28
2012	476	131
2013	293	54
2014	210	22

116. 会合は、NCNM の SBT 漁獲努力量について、SBT を漁獲対象として漁獲されたものとするか、又は SBT は混獲によるものとするかについて検討した。ニュージーランドは、文書 CCSBT-CC/1610/21 において報告された同国による公海取締りの結果から、大部分は SBT を漁獲対象としたものである可能性が高いと確信しているとした。他のメンバーの一部は、NCNM による SBT 漁獲は、偶発的な漁獲である可能性がより高いと考えられるとした。
117. 全てのメンバーは、非常に不確実性が高いことを踏まえ、他の RFMO に対して報告された漁獲努力量に基づく NCNM はえ縄漁獲量として、混獲の場合と漁獲対象とした場合の漁獲率の中間点から推定することが最良と考えられるとした。ほとんどのメンバーは、表 1 の 2011 年から 2014 年までの混獲と漁獲対象の両方の漁獲率を平均した推定トン数は 182.5 トンであり、NCNM による SBT 漁獲量の水準としてはこれが適当な推定値であって、合理的な議論の開始点であると指摘した。
118. ニュージーランドは、182.5 トンが NCNM の SBT 漁獲量の水準に関する議論の合理的な開始点であることについては合意したが、これに関する適切な漁獲量の推定値には未報告の SBT 漁獲量が含まれなければならないと述べた。HSI はニュージーランドの見解を支持した。
119. EU は、具体的な数字は示さなかったものの、未報告の SBT 漁獲量も考慮される必要があると指摘した。

- 120.一部のメンバーは、2015年に見られた高水準のCPUEは、将来的にこれが継続した場合はNCNMのSBT漁獲量の推定値も増加していく可能性があることを示唆していると述べた。
121. 遵守及び市場情報を含め、遵守委員会がNCNMのSBT漁獲に関して利用可能なその他の情報は以下のようなものであった。
- ニュージーランドによる、4隻のはえ縄漁船に対する2016年7月及び8月の公海取締りから得られた推定値である166トンのSBT
 - 上記4隻の漁業会社が太平洋以外で操業する別の4隻を保有していることを示唆した、上記の船舶に対するニュージーランドの事情聴取の結果
 - 「M/Y Steve Irwin」が押収した流し網におけるSBTと思われる25尾を含む、中国「福遠漁」船団の活動に関する「シーシェパード・グローバル」からの報告
 - 上海及び北京のレストランからサンプリングされた199の刺身まぐろのうち13%がSBTであったことを確認した、2016年1月及び3月のTRAFFIC/CSIROによる調査結果
 - 上海及び北京のレストランからサンプリングされた97の刺身まぐろのうち26%がSBTであったことを確認した、2011年7月及び8月のWWFによる調査結果
122. 全てのメンバーは、NCNMの漁獲量に関して現在利用可能な情報には高度の不確実性があることに合意した。また同時に、この情報はNCNMによるSBT漁獲が実在することの強力な証拠でもある。
123. ニュージーランドは、不確実性があることを踏まえれば、予防的な措置として考えられる最低限のNCNMによるSBT漁獲量の推定値は1,000トンであると述べた。欧州連合は、不確実性を踏まえ、NCNMによる漁獲量の推定値に対して予防的アプローチをとるというコンセプトを指示した。しかしながら、EUは、最も適当な推定値に関する具体的な見解は示さなかった。
124. 他のメンバーは、NCNM漁獲量を幅で示すには情報が十分ではないとし、ECによる議論の開始点として、ESCの推定値の中間点である182.5トンを用いるのが望ましいとした。
125. HSIは、二つの重複する問題の性質、規模及び範囲について明確な絵図を描き、そこから委員会の漁業管理の完全性に対するこれらの脅威に対する包括的な対応戦略を策定するため、将来的に、遵守委員会は、非メンバーによる漁獲及びIUU漁業に関して詳細な議論を行うための議題を設けるべきであると提案した。

議題項目 6. 新規又は強化 MCS 措置 (MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続を含む) に関する議論

6.1. SBT（特に一次加工されたもの）の種同定を行うオブザーバー、証明者及び確認者を支援するための新規技術及び手法に関する研究開発

126. この議題項目の下に議論された事項はなかった。

6.2. MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続

127. この議題項目の下に議論された事項はなかった。

議題項目 7. 2017 年の作業計画

128. 遵守委員会は、2017 年の作業計画を以下のとおり策定した。毎年の継続的な任務については、2017 年から新たに開始されるもの以外は記載されていない。

活動	おおよその時期	リソース
フィリピンに対し、同国の CNM の地位に関するレターを送付する	2016 年 12 月	事務局長
CCSBT 23 による資金拠出を条件に、台湾における QAR を実施するため、現在のサービス提供会社との契約を維持する	2016 年 11 – 12 月	事務局
「福遠漁」船団に関して中国当局にレターを送付する。レター案はメンバーによる確認を得ること	2016 年 12 月	事務局長
VMS 決議をレビューする	CC 12 まで	事務局及びメンバー
CC 12 による検討に向けて、2018–2020 年の遵守行動計画案を作成する	CC 12 まで	事務局
メンバーは、SBT の漁獲、SBT の国内市場及び拡大委員会へのメンバーとしての参加への関心に関する情報を得るため、必要に応じて中国と接触する	CC 12 まで	メンバー
台湾は、2017 年に QAR フェイズ 2 に対応する	CC 12 まで	台湾／事務局
あらゆるリスクの高い活動に対応するとの観点から、現在の遵守状況の分析及び機能をレビューする。利用可能な場合は、適当な追加的リソースを提供する	CC 12 まで	事務局

議題項目 8. その他の事項

129. 日本は、2010 年から現在までのオーストラリアによるステレオビデオモニタリングの導入にかかる公式のコミットメントに関する情報を提示し、オーストラリアに対して以下を要請した。

- ステレオビデオモニタリングの導入に関する 2013 年のオーストラリアによるコミットメントが現在も有効であることを確認すること

- ステレオビデオモニタリングの導入に関する 2017 年以降（現在のプロジェクトの完了以降）のロードマップを提示すること
 - 現在の 100 尾サンプリングの正確性を推定するため、ステレオビデオモニタリングが導入されるまでの間、過去の CCSBT 会合において提案された他の手法を実施すること
130. オーストラリアは、蓄養におけるマグロの成長パフォーマンス及びマグロの蓄養オペレーションの更新情報に関する文書 CCSBT-CC/1610/BGD04 を説明した。オーストラリアは、蓄養場における重量サンプリングは完全に政府によって管理されており、その極めて厳格なルールは www.afma.gov.au において公開されていると述べた。毎年約 3,000 尾（10 キロ以上）のサンプリングの正確性は非常に高いが、その正確性に関しては継続的な論争がある。さらにオーストラリアは、蓄養場に活け込まれる魚の尾数及び蓄養場からの出荷重量に関しては論争はないものの、日本の仮説は蓄養場に活け込まれる魚の体長及び重量が過小評価されているというものであったと述べた。オーストラリアは、正確性に関する様々な仮説を評価するため、多数の基礎的調査を行った。第一に、蓄養場におけるクロマグロの成長に関する多くの文献情報である。第二に、サンプリングシステムにおけるバイアスの可能性に関する専門家のコメントである。第三に、太平洋クロマグロの蓄養場における成長と天然における成長の比較である。第四に、サンプリングの正確性に関する仮説が増肉計数（FCR）に関する世界的なベンチマークと一環しているかどうかである。第五に、これらの仮説が状態指数（CI）に関する世界的なベンチマークと一環しているかどうかである。これらの全てに対する調査において、現在の 3,000 尾（10kg 以上）サンプリングは蓄養場に活け込まれる全ての魚を性格に測定していないとする仮説は指示されることが示された。そうではあるものの、オーストラリアは、この問題に関する理解を改善するために 2016 年の ESC 会合において立ち上げられたオーストラリア／日本の対話の継続を歓迎した。
131. オーストラリア及び日本は、それぞれの説明に関する見解を交換し、技術的な疑義については拡大科学委員会において対応することが留意された。
132. 欧州連合は、将来の会合における会合文書にこれが議論される議題項目を記載するとともに、各議題項目に文書リストを付すよう要請した。事務局は、後者については既に存在しており、前者については今後の会合において実施可能であると述べた。

議題項目 9. 拡大委員会に対する勧告

133. 遵守委員会は、拡大委員会に対して以下の勧告を行った。
- シンガポール、米国及び中国に対し、将来の遵守委員会会合に参加するよう招請すること。
 - 2015－2017 年の遵守行動計画を着実に進捗させるよう留意すること。

- 遵守委員会の 2017 年の行動計画案を承認すること。
- 死亡量に対してどのセクターが寄与しているかに関わりなく、「帰属漁獲量」の実施によって全ての死亡量がカバーされるので、漁業セクターに関する共通の定義を得るための作業はこれ以上実施しないこと。
- 事務局長からフィリピンに対し、必要な報告書が提出されず、及び同国が重要な会合に参加しない場合、及び同国が CNM としてのコミットメントを更新しない場合には、同国の CMN としての地位が危うくなる旨を伝達するレターを送付すること。
- 2015–2017 年の遵守行動計画が提示していた電子モニタリングの導入は 2017 年には進めないこと。しかし、その実施については 2018–2020 年の遵守行動計画に含められる。
- 拡大委員会は、全世界の TAC の国別配分量に対する違反及びこれに対応する是正措置に関する公開記録を設立及び維持することを定めた改正是正措置政策を承認すること。
- CCSBT 管理措置を適切にサポートできるような現代的な取決めに関する情報を提供するため、VMS 決議をレビューすること。
- メンバー及び事務局は、現場で利用できる遺伝子試験キット（マグロの種同定用）の有効性及び利用可能性に関して、その開発状況をモニタリングすること。
- 転載決議のパラグラフ 37 に WCPFC を追加する修正を承認すること。WCPFC との転載 MoC 案について、WCPFC が 2016 年 12 月に現時点案に修正を加えることなく合意することを条件に、拡大委員会はこれを承認すること。
- CC が修正した遵守リスクに留意するとともに、2017 年に検討予定の 2018–2020 年の遵守行動計画にこれらを取り入れること。
- 事務局長は、中国の適当な当局に対してレターを送付し、「福遠漁」船団に関する情報、特に大型流し網の使用に関してとられた措置及び SBT 漁獲物の詳細についての情報を求めること。メンバーに対しては、レターの案をレビューする機会が与えられる。
- 拡大委員会のメンバーは、中国の現在の SBT 漁獲量、中国国内の SBT 市場及び中国の拡大委員会への参加に関する意向についての情報を得る観点から、必要に応じて中国と接触すること。
- 拡大委員会は、遵守委員会は非メンバー漁獲量の推定値を提供できないが、SBT を主対象とする漁獲及び SBT の混獲が発生していることは明白であることに留意すること。
 - 全てのメンバーは、不確実性の高さを踏まえれば、他のまぐろ類 RFMO に報告された漁獲努力量を用いた NCNM はえ縄漁業による漁獲量は、混獲の漁獲率と漁獲対象としている場合の漁獲率の中間点から推定するのが最良であるとした。ほとんどのメンバーは、表 1 において 2011 年から 2014 年の混獲及び漁獲対象の漁獲率の両方から推定した平均の SBT のトン数は 182.5 トンであり、NCNM による

SBTの漁獲水準に関して適当な推定値かつ合理的な議論の開始点であるとした。

- ニュージーランドは、NCNMによる SBT の漁獲水準に関して 182.5 トンが合理的な議論の開始点であることには合意したが、適切な漁獲量の推定値には必ず未報告 SBT 漁獲量が含まなければならないとした。
- EU は、具体的な数字は示さなかったが、未報告 SBT 漁獲量は考慮すべきであると指摘した。
- 2017年に台湾において QAR フェイズ 2 を実施すること。その後の各年において、欧州連合及び南アフリカにおいて QAR を実施すること。
- IUU 船舶リスト決議に関する最低履行要件の修正を承認すること。
- 拡大委員会は、別紙 7 の大型流し網漁業に関する決議案を採択すること。
- 事務局長は、現時点において完全にレビューされていないリスクの高い活動にかかる事項がレビューされるよう確保するために現在の遵守機能に関する分析を行うとともに、この作業を実施するためのコンプライアンス・マネージャーの時間を確保するべく（利用可能であることを条件に）追加的な限定的リソースを求めること。
- 年次報告書テンプレートの修正を承認すること。

議題項目 10. まとめ

10.1. 会合報告書の採択

134. 報告書が採択された。

10.2. 閉会

135. 会合は、2016年10月8日午後6時23分に閉会した。

別紙リスト

別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. 遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書テンプレート改定案
5. 改正是正措置政策
6. CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議改正案
7. 大型流し網漁業に関する決議案
8. IUU 船舶リストに関する最低履行要件

参加者リスト
第11回遵守委員会会合

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR								
Frank	MEERE	Mr			AUSTRALIA			fmeere@aapt.net.au
MEMBERS								
AUSTRALIA								
Gordon	NEIL	Mr	Assistant Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272 5863		gordon.neil@agriculture.gov.au
Neil	HUGHES	Mr	Assistant Director	Department of Agriculture	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6271 6306		neil.hughes@agriculture.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd (ASBTIA)	PO Box 1146, Port Lincoln, SA 5066, Australia	61 419 840 299		austuna@bigpond.com
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia	61 8 9335 5499		terryromaro@aol.com
EUROPEAN UNION								
Orlando	FACHADA	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la Loi 200 (J99-3/46), Belgium	32 2299 0857		Orlando.Fachada@ec.europa.eu
FISHING ENTITY OF TAIWAN								
Shiu-Ling	LIN	Ms.	Deputy Director	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 855	886 2 89987 395	shiuling@msl.f.a.gov.tw
I-Lu	LAI	Ms.	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 895	886 2 89987 395	ilu@msl.f.a.gov.tw

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Wei-Yang	LIU	Mr.	Secretary	Overseas Fisheries Development Council	3F, No.14 Wenzhou St., Da'an Dist. Taipei City 106, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23680 889	886 2 23686 418	weiyang@ofdc.org.tw
Sheng-Ming	HUNG	Mr.	Secretary	Overseas Fisheries Development Council	3F, No.14 Wenzhou St., Da'an Dist. Taipei City 106, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23680 889	886 2 23686 418	allen@ofdc.org.tw
WEN-JUNG	HSIEH	Mr.	President	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 83121 51	886 7 84175 19	wenjung@tuna.org.tw
YIN-HO	LIU	Mr.	Chairman of IOOC of TTA	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 84196 06	886 7 83133 04	woen.chang@msa.hinet.net
KUAN-TING	LEE	Mr.	Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 84196 06	886 7 83133 04	simon@tuna.org.tw

INDONESIA

Saut	TAMPUBOLON	Mr	Deputy Director for Fish Resource in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	62 21 34530 08	s.tampubolon@yahoo.com and sdi.djpt@yahoo.com
Novia Tri	RAHMAWATI	Ms	Assistant Deputy Director of Sub-Directorate of Fish Resources Management in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	62 21 34530 08	novia_dkp@yahoo.com
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr	Secretary General	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar – Bali, Indonesia	62 361 72739 9	62 361 72509 9	atli.bali@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
JAPAN								
Ryo	OMORI	Mr	Assistant Director	International Affairs Division, Fisheries Agency	1-2-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	ryo_omori330@maff.go.jp
Nabi	TANAKA	Ms		Ministry of Foreign Affairs	2-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8919	81 3 5501 8338	81 3 5501 8332	nabi.tanaka@mofa.go.jp
Shingi	KOTO	Mr.	Deputy Director	Agricultural and Marine Products Offices, Ministry of Economy, Trade and Industry	1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan	81 3 3501 0532	81 3 3501 6006	koto-shingi@meti.go.jp
Tomoyuki	ITOH	Dr	Group Chief	National Research Institute of Far Seas Fisheries	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424-8633	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@fra.affrc.go.jp
Takeru	IIDA	Mr		Fisheries Management Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907	81 3 3591 6582	81 3 3595 7332	takeru_iida150@maff.go.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr	Councilor	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Kojiro	GEMBA	Mr	Chief	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Michio	SHIMIZU	Mr	Executive Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0047	81 3 3294 9633	81 3 3294 9607	mic-shimizu@zengyoren.jf-net.ne.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
NEW ZEALAND								
Dominic	VALLIÈRES	Mr.	Manager, HMS Team	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington 6011, New Zealand	64 04 819 4654	domini c.valli eres@ mpi.go vt.nz	dominic.vallieres@mpi.govt.nz
Arthur	HORE	Mr.	Manager, Offshore Fisheries	Ministry for Primary Industries	PO Box 19747, Avondale, Auckland 1746, New Zealand	64 09 820 7686	arthur. hore@ mpi.go vt.nz	arthur.hore@mpi.govt.nz
Alex	JEBSON	Mr.	Legal Advisor	Ministry of Foreign Affairs and Trade	195 Lambton Quay, Private Bag 18 901, Wellington 6160, New Zealand	64 04 439 8547	alex.je bson@ mfat.g ovt.nz	alex.jebson@mfat.govt.nz
REPUBLIC OF KOREA								
Jeongseok	PARK	Mr	Fisheries Negotiator	Ministry of Oceans and Fisheries	30110 Government Complex Sejong, 94, Dasom2-Ro, Sejong Special Self-governing City, Korea	82 442 005 347	82 442 005 379	jeongseok.korea@gmail.com
Zanggeun	KIM	Dr	Policy Advisor	Ministry of Oceans and Fisheries	30110 Government Complex Sejong, 94, Dasom2-Ro, Sejong Special Self-governing City, Korea	82 442 005 339	82 442 005 379	zgkim5676@gmail.com
Hojeong	JIN	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	83, Nonhyeon- ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2589 1613	82 2589 1630	jackiejin@kosfa.org
SOUTH AFRICA								
Bernard	LEIDAMAN	Mr	Deputy Director	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2 Roggebaai 8012 Republic of South Africa	27 21 402 3535		BernardL@daff.gov.za
Aphiwe	NONKENEZA	Mr	Senior Administrati on Officer	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2 Roggebaai 8012 Republic of South Africa			

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
OBSERVERS								
THE UNITED STATES OF AMERICA								
Melanie	KING	Ms.	International Policy Advisor	NOAA Fisheries	1315 East West Highway (F/IA), Silver Spring, MD 20910 USA	001 301 427 8366		melanie.king@noaa.gov
SINGAPORE								
Adrian	LIM	Mr	Director (Fisheries)	Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore	52 Jurong Gateway Road, #14-01, Singapore 608550	65 6325 7347	65 6220 6068	adrian_lim@ava.gov.sg
Valerie	CHIA	MS	Manager	Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore	52 Jurong Gateway Road, #14-01, Singapore 608550	65 6265 5052	65 6265 1683	Valerie_CHIA@ava.gov.sg
HUMANE SOCIETY INTERNATIONAL								
Alistair	GRAHAM	Mr	Adviser, international conservation	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 439 568 376	61 2 9973 1729	alistairgraham1@bigpond.com
TRAFFIC								
Joyce	WU	Ms	Senior Programme Officer	TRAFFIC	3F, No. 92, Lane 106, Section 3, Bade Road, Taipei 106, Taiwan	886 2 2579 5826	886 2 2576 6036	Joyce.Wu@traffic.org
INTERPRETERS								
Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
Kaori	ASAKI	Ms						
CCSBT SECRETARIAT								
Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 6282 8396	61 2 6282 8407	asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager					CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager					siball@ccsbt.org

第 11 回遵守委員会会合
2016 年 10 月 6－8 日
台湾、高雄
議題

1. 開会
 - 1.1. 歓迎の辞
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. 会議運営上の説明

2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況
 - 2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの報告
 - 2.1.1. 年次報告書
 - 2.1.2. 漁業セクターに関する定義
 - 2.2. 事務局からの報告
 - 2.3. CCSBT 管理措置に関する遵守状況の評価
 - 2.3.1. メンバーの遵守状況
 - 2.3.2. 協力的非加盟国の遵守状況
 - 2.3.3. 是正措置政策の適用

3. CCSBT 遵守計画の実施
 - 3.1. 二国間協定又は国際ネットワークを通じたモニタリングの強化
 - 3.2. 遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書テンプレートの改正
 - 3.3. 電子的監視技術
 - 3.4. CCSBT のデータ収集及び管理に関する制度／プロセスの精査に関する研究
 - 3.5. 2015－2017 年の CAP に関する 2014 年 CCSBT パフォーマンス・レビューパネル勧告のフォローアップ
 - 3.6. 2018－2020 年の CAP における優先度の高い遵守分野に関する予備的検討

4. CCSBT MCS 措置のレビュー及び改正
 - 4.1. 是正措置政策のレビュー
 - 4.2. 漁獲証明制度（CDS）

- 4.2.1. CDS の運用上の課題
- 4.2.2. CDS 決議の改正
- 4.3. 許可船舶決議
- 4.4. VMS
- 4.5. 転載決議
 - 4.5.1. 転載報告
 - 4.5.2. WCPFC との転載 MOU 締結の可能性
- 4.6. 遵守にかかる決議、決定及び勧告のレビュー
- 4.7. CCSBT IUU 船舶リスト決議
 - 4.7.1. SBT が関連している可能性がある IUU 漁業活動
 - 4.7.2. IUU 船舶リスト案
 - 4.7.3. CCSBT IUU 船舶リスト決議改正案
- 4.8. 最低履行要件
- 4.9. 品質保証レビュー
- 4.10. 貿易データのレビュー
 - 4.10.1 年次貿易分析
 - 4.10.2 GTA データベースにおける EU 域内貿易の数字に関するレビュー
 - 4.10.3 中国における SBT 市場の存在に関する分析
- 5. 非メンバーによる SBT 漁獲量の水準に関する検討
- 6. 新規又は強化 MCS 措置（MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続を含む）に関する議論
 - 6.1. SBT（特に一次加工されたもの）の種同定を行うオブザーバー、証明者及び確認者を支援するための新規技術及び手法に関する研究開発
 - 6.2. MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続
- 7. 2017 年の作業計画
- 8. その他の事項
- 9. 拡大委員会に対する勧告
- 10. まとめ
 - 10.1. 会合報告書の採択
 - 10.2. 閉会

文書リスト
第 11 回遵守委員会会合

(CCSBT-CC/1610/03)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. List of Documents
4. (CCSBT) Phase 1 & 2 combined - Quality Assurance Review On behalf of the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna. Member Report: Korea (CC agenda items 2.1.1, 4.9)
5. (CCSBT) Phase 1 & 2 combined - Quality Assurance Review On behalf of the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna. Member Report: New Zealand (Phase 2) (CC agenda items 2.1.1, 4.9)
6. (Secretariat) Fishing Sector Definitions (CC agenda item 2.1.2)
7. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures (Rev.1) (CC agenda item 2.2)
8. (Secretariat) Update on CCSBT's Relationships with the International Monitoring, Control and Surveillance (IMCS) Network and RFBs/ RFMOs (CC agenda item 3.1)
9. (Secretariat) Proposed Revision to the Template for the Annual Report to the Compliance Committee and Extended Commission (CC agenda item 3.2)
10. (Secretariat) CCSBT Data Collection & Management Study (CC agenda item 3.4)
11. (Secretariat) Preliminary Consideration of a Three Year Compliance Action Plan for 2018 – 2020 (CC agenda items 3.5 and 3.6)
12. (Secretariat) Review of the Corrective Actions Policy (CC agenda item 4.1)
13. (Secretariat) Operation of CCSBT MCS Measures (CC agenda items 4.2.1, 4.3, 4.4 and 4.5.1)
14. (Secretariat) Draft Revision of the CCSBT's Catch Documentation Scheme (CDS) Resolution (CC agenda item 4.2.2)
15. Potential Transshipment MoC with WCPFC (CC agenda item 4.5.2)
16. (Secretariat) IUU Vessel Resolution (CC agenda item 4.7)
17. (Secretariat) Draft Revised Minimum Performance Requirements (CC agenda item 4.8)
18. (CCSBT) Quality Assurance Review On behalf of the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna. Summary Report on the 2016 QAR Programme (CC agenda item 4.9)

19. (Secretariat) Southern Bluefin Tuna Trade Data: Annual Analyses
(CC agenda item 4.10.1)
20. (CCSBT) Internal Draft Report to CCSBT Southern Bluefin Tuna market presence in China (CC agenda item 4.10.3)
21. (New Zealand) Findings from New Zealand High Seas Patrols in the South Pacific
(CC agenda item 4.7.1)
22. (Japan) Monitoring of Southern Bluefin Tuna trading in the Japanese domestic markets: 2016 update (CC Agenda Item 2.1)
23. (CCSBT) Genetic species identification – SBT market presence in China: Draft final report to CCSBT and Traffic International (CC Agenda Item 5)
24. (CCSBT) Proof of concept study for the use of biochemical techniques to estimate source ocean of SBT from tissue samples (CC Agenda Item 5)

(CCSBT- CC/1610/BGD)

1. (Secretariat) Draft Updated Three-Year Compliance Action Plan (2015 – 2017)
(Previously **CCSBT-CC/1410/05**) (CC agenda item 3.5)
2. (New Zealand and Australia) Updated estimates of southern bluefin tuna catch by CCSBT non-member states (Previously **CCSBT-ESC/1609/BGD 02 (Rev.1)**)
(CC agenda item 5)
3. (Australia) A review of SBT supplies in the Japanese domestic market (Previously **CCSBT-ESC/1609/13**) (CC agenda item 2.1.1)
4. (Australia) An update of tuna growth performance in ranching and farming operations (Previously **CCSBT-ESC/1609/14**) (CC agenda item 2.1.1)

(CCSBT-CC/1610/SBT Fisheries)

Australia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
European Union	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Indonesia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Japan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission

Korea	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
New Zealand	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.2)
South Africa	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Taiwan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.2)

(CCSBT-CC/1610/Rep)

1. Report of the Twenty-First Meeting of the Scientific Committee (September 2016)
2. Report of the Fourth Meeting of the Compliance Committee Working Group (April 2016)
3. Report of the Twenty-Second Annual Meeting of the Commission (October 2015)
4. Report of the Tenth Meeting of the Compliance Committee (October 2015)
5. Report of the Twentieth Meeting of the Scientific Committee (September 2015)
6. Report of the Eleventh Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (March 2015)

遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート

(CC11 における合意を踏まえ CCSBT 23 で修正)

複数の SBT 漁業があり、各々異なる規則及び手続が適用されている場合には、漁業ごとにテンプレートに記入する方が簡単かもしれない。1つのテンプレートに全ての漁業を記入する場合は、各漁業の情報を明確に区別すること。

テンプレートは、事項によっては割当年度ベースの情報を求めている。CCSBT に関して割当年度を特定していないメンバー・協力的非加盟国（以下 CNM）（すなわち、EU、南アフリカ及びフィリピン）は、暦年ベースで情報を提供すること。同テンプレートでは、割当年度（割当年度を有しない場合は、暦年）を「漁期」と称している。別途記載がない限り、直近に終了した漁期の情報を提供すること。提出時点の漁期に関しても、既に当該漁期にかかる操業が終了している場合又は終了間近である場合には、当該漁期の予備的情報も提供することが奨励される(CCSBT21 より以前には不要であると思われる)。

目次

I. MCS 改善事項のまとめ	2
(1) 今漁期に実現した改善事項	2
(2) 今後予定されている改善事項	2
II. SBT 漁業及び MCS に関する取決め	2
(1) みなみまぐろ漁業	2
(2) SBT の曳航、いけすへの移動、いけす間の移動（蓄養のみ）	5
(3) SBT の転載（港及び洋上）	6
(4) 国内産品の水揚げ（漁船及び蓄養場）	7
(5) SBT の輸出	8
(6) SBT の輸入	9
(7) SBT の市場	9
(8) その他	9
III. 追加の報告要件	10
(1) 実施している CDS 監査の種類及びカバー率	10
(2) 生態学的関連種	10
(3) 過去の SBT 漁獲量（保持・非保持）	11

(c) SBT 漁獲量の水準を管理する制度を説明すること。ITQ 及びIQ 制度については、各社・各船への漁獲量の配分方法について明記すること。オリンピック方式の場合は、SBT 船の許可プロセス、及び漁期の終了を決定するための漁業の監視体制について説明すること。さらに、努力量に関する操業上の制約（規則上のもの及び自主的なものの両方）も記載すること。

(d) 下表に漁獲量の監視方法の詳細に記入すること。漁場から離れる漁船の監視方法についても詳細を記載すること（ここでは、セクション2 に報告される曳航船は含まれない）。

監視方法	説明
日次ログブック	<p>記入事項</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 義務要件であるか否か。義務でない場合は、日次ログブックを実施する SBT 漁業の割合を示すこと。 ii. 記録される情報の詳細さの程度（操業ごとに記載、1 日の集計を記載等）。 iii. 収集した努力量及び漁獲量の情報が、CCSBT 科学調査計画（SC5 報告書別紙 D）の「ミナミマグロ漁獲の評価」において規定されている事項（保持・投棄された漁獲を含む）に従ったものとなっているか否か。従ったものとなっていない場合は、その内容について説明すること。 iv. ログブックに記録された ERS の情報。 vi. ログブックの提出先¹。 vii. 提出スケジュール及び方法²。 viii. この情報に対して定期的に行った確認（checking）、検証（verification）作業のタイプ。 ix. 適用される法令及び処罰。 x. その他関連する情報³。

¹ 報告書がメンバー又は CNM の政府水産当局に提出されていない場合は、後日その情報が漁業当局に提出されるか否か、また、その方法及び時期を記載すること。

² 特に、その情報が漁船から電子的に提出されるか否か。

³ ERS に関する情報、管理・監視手法の効果に関するコメント、及び今後の改善計画を含む。

追加的な報告方法 (例: RTMP 等)	<p>複数の報告方法がある場合 (例: 日次・週次・月次の SBT 漁獲報告、標識及び SBT 測定に関する報告、ERS 相互作用の報告等) は、この表に追加の行を設け、それぞれの報告方法を記入すること。そして、報告方法ごとに以下の事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 義務要件であるか否か。義務でない場合は、追加的な報告の対象となる SBT 漁業の割合を示すこと。 ii. 記録された情報 (SBT 又は ERS に関連しているか否かも含む)。 iii. 報告の提出先と提出元 (例: 船長、水産会社等)¹。 iv. 提出期間及び方法²。 v. この情報に対して定期的に行った確認 (checking)、検証 (verification) 作業。 vi. 適用される法令及び処罰。 vii. その他関連する情報³。 																																							
科学オブザーバー	<p>記入事項</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 各漁業種類 (例: はえ縄、まき網、商業用船、国内船団) について、過去 3 漁期において、観察された SBT 漁獲量及び努力量の割合、並びにオブザーバーが実際に配乗された総日数。努力量の単位は、はえ縄は釣釣数、まき網は投網数、曳航は曳航回数とすること。 <table border="1" data-bbox="402 1048 1385 1303"> <thead> <tr> <th rowspan="2">漁期 (例: 2011/12)</th> <th colspan="3">漁業種類 1</th> <th colspan="3">漁業種類 2</th> <th colspan="3">漁業種類 3</th> </tr> <tr> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ii. 漁獲データを検証するために、オブザーバーのデータとその他の漁獲監視データの比較に用いたシステム。 iii. オブザーバー計画が CCSBT 科学オブザーバー計画規範に従っていたものか否か (オブザーバーカバー率を除く)。従ったものとなっていなかった場合は、その内容を記入すること。さらに、他国とのオブザーバー交換があったか否か。 iv. オブザーバーが記録した ERS に関する情報。 v. オブザーバー報告書の提出先。 vi. オブザーバー報告書の提出のスケジュール。 vii. その他関連する情報 (改善計画、特に、カバー率を努力量の 10% にするための手段を含む)。 	漁期 (例: 2011/12)	漁業種類 1			漁業種類 2			漁業種類 3			観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数																				
漁期 (例: 2011/12)	漁業種類 1			漁業種類 2			漁業種類 3																																	
	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数																															
VMS “ii”の事項は、 「CCSBT 漁船監	記入事項																																							

視システムの創設に関する決議」上の要件となっている	<p>i. CCSBT の VMS 決議に従う SBT 漁船に関して、義務付けされた VMS が運用されたか否か。運用されなかった場合は、非遵守の詳細、今後の改善計画を記入すること。</p> <p>ii. 直近に終了した漁期について、以下を記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • CCSBT 許可船舶リストにある自国籍船舶のうち、自国の VMS への報告が義務付けられたものの数。 • CCSBT 許可船リストにある自国籍船舶のうち、自国の VMS に実際に報告したものの数。 • VMS の要件が遵守されなかった理由及びメンバーがとった行動。 • 漁船に搭載された VMS が故障した場合、故障した時点での漁船の位置（緯度及び経度）及び VMS が稼動していなかった期間を報告すること。 • VMS が故障した場合の手作業による報告手続（例：「4 時間ごとに手動で位置報告を行う」）。 • CCSBT の VMS 決議パラグラフ 3 (b)に基づいて調査が行われた場合、その詳細、並びにその後に取りられた行動及び現時点までの進捗状況を記入すること。 <p>iii. 適用される法令及び処罰。</p>
洋上検査	<p>記入事項</p> <p>i. 洋上検査のカバー率（例：検査された SBT 航海のパーセンテージ）。</p> <p>ii. その他関連する情報³。</p>
その他（マストヘッドカメラの利用など）	

(e) 別紙 B に示した許可船舶に関する要件に対して講じられた自国内の行動及び措置（懲罰的及び制裁的行動を含む）にかかるレビューの結果を報告すること。

(2) SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送（蓄養のみ）

(a) 漁場から蓄養場への SBT の曳航を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の曳航の要件となる観察（カバー率を含む）。
- ii. SBT のロスを記録するための監視システム（特に SBT の死亡）。

(b) 曳航用いけすから蓄養いけすへの SBT の移送を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の移送の要件となる検査・観察（カバー率を含む）。
- ii. SBT の移送量を記録するための監視システム。

iii. 継続的な監視に向けたステレオビデオシステムの採用計画。

(c) 上記 (a) 及び (b) について、関連する CCSBT CDS 書類（蓄養活け込み様式、蓄養移送様式）を記入、確認 (validating) ⁴、回収するためのプロセスを説明すること。

(d) その他関連する情報³。

(3) SBT の転載（港及び洋上）

(a) 「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」に準じて、以下を報告すること。

i. 前漁期中に洋上及び港内において転載された SBT の数量。

漁期 (例： 2011/12)	洋上転載された SBT 年間漁獲量の 割合	港で転載された SBT 年間漁獲量の 割合

ii. CCSBT 許可船舶リストに登録されている LSTLV のうち、前漁期中に洋上及び港内転載を行ったもののリスト。

iii. 前漁期中に LSTLV から洋上で転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーからの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書。

(b) 港での転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

i. SBT が転載される可能性がある港として指定されている外地港、並びに SBT の港内転載が禁止されている外地港に関する旗国の規則及び外地港名。

ii. SBT の港内転載にかかる旗国の検査要件（カバー率を含む）。

iii. 指定寄港国との情報共有。

iv. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。

v. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）を記入、確認 (validating) ⁴、回収するためのプロセス。

vi. 適用される法令及び処罰。

vii. その他関連する情報³。

(c) 洋上転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

i. SBT の洋上転載の許可に関する規則及びプロセス、並びに (CCSBT 転載オブザーバーの配乗に加え) SBT の転載数量を確認 (checking)・検証 (verifying) する方法。

ii. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。

⁴ この作業を行う人の地位（例：政府担当官、許可を受けた第3者）も含めること。

- iii. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の回収プロセス。
- iv. 適用される法令及び処罰。
- v. その他関連する情報³。

(4) SBT 又は SBT 製品を船上に保持する外国漁船又は運搬船の港内検査

このセクションでは、CCSBT の港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議に関する報告を行うこと。SBT 又は SBT 製品の陸揚げ及び／又は転載を目的としてこれを運搬する許可外国漁船又は運搬船を指定港に入港させる寄港国であるメンバーは、このセクションに記入しなければならない。SBT 又は SBT 製品の陸揚げ／転載であって、それ以前に港において陸揚げ又は転載が行われていないものに関する情報のみ、下表に記入すること。

- i. SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が入港を要請することができる指定港の一覧を示すこと。
- ii. SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が指定港への入港許可を要請する際に求められる最短の通知期間を示すこと。
- iii. 直近の暦年に関して、港内において SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が行った陸揚げ／転載作業の回数、うち検査が行われた陸揚げ／転載作業の回数、及び CCSBT 措置に対する違反が確認された検査の回数に関する情報を示すこと。

暦年	外国船の船籍	実施された陸揚げ／転載作業の回数	検査が行われた陸揚げ／転載作業の回数	CCSBT 措置に対する違反が確認された陸揚げ／転載作業の回数
	総数			

(5) 国内産品の水揚げ（漁船及び蓄養場）

(a) 国内産品として水揚げされた SBT 漁獲量の大きな割合を記入すること。

(b) SBT の国内水揚げの管理・監視に使用したシステムを説明すること。以下の詳細も記入すること。

- i. SBT 水揚げ指定港に関する規則。
- ii. SBT の水揚げの要件となる検査 (inspection) (カバー率を含む)。
- iii. SBT が他の種として水揚げされていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
- iv. SBT 水揚げ数量の記録を監視するシステム。
- v. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の確認 (validating) ⁴・回収プロセス。
- vi. 適用される法令及び処罰。

vii. その他関連する情報³。

(6) SBT の輸出

(a)

i. 過去3 暦年について、年ごとに、各国・漁業主体に輸出された国産品の漁獲量、並びに国内に保持された SBT 国産品の推定漁獲量（国内漁獲量から総輸出量を差し引くことで推定可能）を示すこと（トン単位での重量、小数点第1位まで）。この表においては、全ての重量について、原魚重量ではなく製品重量を示すこと。

暦年 ⁵	国内消費用に保持された推定数量（国内漁獲量－輸出量）	SBT 輸出先							
		国・漁業主体 1	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

ii. 輸入された漁獲物のうち、再輸出された量を特定すること。

暦年 ⁵	SBT 再輸出先							
	国・漁業主体 1	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(b) SBT の輸出を管理・監視するために使用したシステムを説明すること（外地港に直接水揚げしたものも含む）。以下の詳細も含めること。

- i. SBT 輸出の要件となる検査 (inspection) (カバー率を含む)。
- ii. SBT が他の種として輸出されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
- iii. SBT 輸出量の記録を監視するシステム。
- iv. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては漁獲標識様式又は再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認 (validating)⁴・回収プロセス。
- v. 適用される法令及び処罰。
- vi. その他関連する情報³。

⁵ 「暦年」とは、輸出（再輸出）が行われた日付の年のことをいう。

(7) SBT の輸入

(a) 過去3 暦年について、年ごとに、各国・漁業主体から輸入された SBT の総量を示すこと（トン単位での重量、小数点第1 位まで）。この表においては、全ての重量について、原魚重量ではなく製品重量を示すこと。

漁期 (例： 2011/12)	SBT 輸入先								
	国・漁業 主体 1	：	：	：	：	：	：	：	：

(b) SBT の輸入を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の輸入のための特定の港の指定に関する規則。
- ii. SBT 輸入の要件となる検査（カバー率を含む）。
- iii. SBT が他の種として輸入されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細
- iv. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認（checking）・回収プロセス。
- v. 適用される法令及び処罰。
- vi. その他関連する情報³。

(8) SBT の市場

(a) 水揚げから市場までのサプライチェーンの各地点を対象とした全ての活動を記入すること。

(b) 市場での SBT の管理・監視を行うために使用したシステムを説明すること（例：特定の文書化及び/又は標識装着に関する自主的又は義務化されている要件、並びにそれらの要件の遵守状況の監視又は監査。）。

(c) その他関連する情報³。

(9) その他

関連するその他の MCS システムを説明すること。

III. 追加の報告要件

(1) 実施している CDS 監査のカバー率及び種類

CDS 決議パラグラフ 5.9 に基づき、同決議パラグラフ 5.8⁶に従って実施した監査のカバー率及び種類、並びに遵守の程度を記入すること。

(2) 生態学的関連種

(a) 2008 年の ERS 勧告の実施に関する報告要件

- i. 下記の各計画・ガイドラインが実施されているか否かを記入し、実施されていない場合は、各計画・ガイドラインの実施に向けてどのような行動が取られたかを説明すること。
 - はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に関する国際行動計画
 - サメ類保存管理のための国際行動計画
 - 漁業操業における海亀死亡の削減のための FAO ガイドライン
- ii. 下記のまぐろ類 RFMO 漁業において生態学的関連種⁷の保護を目的とする現行の全ての法的拘束力を持つ措置又は勧告されている措置⁸が遵守されているか否かを記載すること。遵守されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。
 - IOTC 条約水域で操業する際には IOTC の措置
 - WCPFC 条約水域で操業する際には WCPFC の措置
 - ICCAT 条約水域で操業する際には ICCAT の措置
- iii. 以下の RFMO の要件に基づいて生態学的関連種に関するデータ収集・報告が実施されているか否かを記載すること。これらの要件に基づいてデータが収集・報告されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。
 - CCSBT⁹
 - IOTC 条約水域で操業する際には IOTC の要件
 - WCPFC 条約水域で操業する際には WCPFC の要件
 - ICCAT 条約水域で操業する際には ICCAT の要件

⁶ CDS 決議パラグラフ 5.8 は、「メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない」と規定している。

⁷ 海鳥、海亀及びサメを含む。

⁸ これら RFMO の関連する措置は、http://www.ccsbt.org/site/bycatch_mitigation.php に掲載されている。

⁹ CCSBT の現行の要件には、科学オブザーバー計画規範に規定されているもの、及び ERSWG に提出する年次報告書テンプレートに記入する内容のものがある。

(b) 観察された ERS 相互作用の数（死亡も含める）を記載し、総死亡推定量を得るために使用したスケーリング（補正）方法を説明すること（可能な限り¹⁰、学名も含め種別に記載すること）。

	漁業種類1 (漁業種類名)		漁業種類2 (漁業種類名)	
直近の暦年 (年を記入)				
総釣釣数 (まき網は操業数)				
観察された釣釣数 (操業数) の割合				
	観察された相互作用・死亡の総数			
	相互作用	死亡	相互作用	死亡
海鳥				
サメ				
海亀				
前暦年 (年を記入)				
総釣釣数 (まき網は操業数)				
観察された釣釣数 (操業数) の割合				
	観察された相互作用・死亡の総数			
	相互作用	死亡	相互作用	死亡
海鳥				
サメ				
海亀				

(c) 緩和 - 緩和措置に関する現行の要件を記入すること。

(d) 混獲緩和措置の使用状況のモニタリング

- i. 混獲緩和措置の遵守をモニタリングするために用いられる方法（例：実施される港内検査の種類、及び遵守状況をモニタリングするために用いられるその他のモニタリング及び取締りプログラム）を記入すること。カバー率の詳細（例：各年の検査された船舶の割合）を含むこと。
- ii. SBT 船舶に関する遵守プログラムの一環として収集された緩和措置措置に関する情報の種類を記入すること。

(3) 過去の SBT 漁獲量（保持・非保持）

下表に、漁業種類（例：商業はえ縄、商業まき網、商業用船、国内用船、遊漁）ごとに、過去の SBT 漁獲量の最善の推定値（入手可能な重量及び数量）を記入すること。直近に終了した漁期の分も含めること。船上保持された SBT と保持されなかった SBT の両方を記入すること。はえ縄及び遊漁については、「保持 SBT」は船上保持された SBT を含み、「非保持 SBT」は海に戻した SBT を含む。蓄養については、「保持 SBT」は蓄養いけすに活け込みされた SBT を含み、「非保持 SBT」は曳航中の死亡を含む。尾数は判明しているもののトン数が不明な場合は、尾数をブラケットで示すこと（例：[250]）。表の全ての欄に記入すること。数値がゼロの場合は、「0」と記入すること。漁業種類によっては、この表で求めている情報がまだ得られていない場合もあり、不明な場合は「？」と記入すること。しかしながら、不明とするよりも推定値を記入するほうが好ましい。不確実性が高い推定値を記入した欄は薄灰色の影をつけること。推定手法は、表の後に説明すること。

¹⁰ 特定の種に関する情報がある場合は、関連する海鳥、サメ及び/又は海亀の小項目の下に追加の行を挿入して記載すること。

CCSBT 21 報告書

53. 表 1 の行動ポイントがメンバーにより合意された。表中、「外部」は非メンバーの漁獲量を示し、「内部」はメンバーの帰属漁獲量を示す。

表 1：国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の導入に関する行動ポイント

	外部	内部	ESC 作業計画
2015	<p>ECは、2018-20年のTAC期間における非メンバーの漁獲量の考慮にかかる原則及びプロセスに関する議論を開始する。</p> <p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析に着手する。</p> <p>非メンバー国の漁獲量の推定に寄与するための大規模市場の市場分析を委託する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個々のメンバーによる、同国に当てはまる死亡要因に関する調査、及びESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告 2. メンバーは、最良の推定値に基づく帰属死亡量の全ての要因に対するアローワンスの設定を2016-17漁期年から開始するよう努力するものとし、他のメンバーに対して、CCSBT22までにこれを通知するものとする。これができなかったメンバーは、CCSBT22に対してその旨通知するとともに、なぜできなかったのかについて説明し、及びアローワンスを設定できる期限を定めるものとする。 3. ECは、次のクォータブロック（2018-20年）中に帰属漁獲量に対処するプロセスにかかる議論及び合意に着手する。 	<p>無報告死亡量に関する情報の照合及びOM「船団」に沿った当該情報の分類（ESC19報告書）</p>
2016	<p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析を継続する。</p> <p>ECは、2018-20年のTAC期間における非メンバーの漁獲量を考慮するための調整について決定する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要な場合、ECは、次のクォータブロック（2018-20年）中に帰属漁獲量に対処するためのプロセスに関して合意するため、検討を継続する。 2. 個々のメンバーは、同国に当てはまる死亡要因に関する調査を継続するとともに、ESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告を行う。 	<p>ESCは、2018-2020年のTACを勧告するためにMPを走らせる予定である。</p>
2017	<p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析を継続する。</p>	<p>個々のメンバーは、同国に当てはまる死亡要因に関する調査を継続するとともに、ESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告を行う。</p>	<p>ESCは、全面的な資源評価及び第一回目の公式MPレビューを行う予定である。</p>
2018		<p>帰属漁獲量の共通の定義の全面的な実施</p>	

CCSBT 許可船舶決議

記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。
- b) 自国の漁船が関連するすべての CCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
- c) CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び／又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
- d) 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。

是正措置に関する政策 遵守政策ガイドライン3

(第23回委員会年次会合(2016年10月10-13日)において改正)

1. はじめに

この遵守政策は、CCSBT 戦略計画の戦略 9.1 (ii)¹ を実施するための方向性や指針を提供するものである。

公平で、透明性が高く、及び差別のない罰則手続き（例：過剰漁獲分の返済、枠の削減）並びに遵守を促進するためのインセンティブを定める。

この政策において、全ての委員会には拡大委員会も含まれ、メンバーには拡大委員会の協力的非加盟国（CNM）が含まれる。

2. 政策の目的

この政策の目的は、委員会の安定性及び求心力を維持する方法で、全てのメンバーに CCSBT の義務を遵守させることである。したがって、同政策は、メンバーによる非遵守の兆候があった際に、これに対応する枠組みを規定している。初期の対応は、メンバーが CCSBT の義務を効果的に遵守する能力を有するのを支援することに焦点を合わせている。

3. 是正措置に関するガイドライン

メンバーの義務に対する非遵守は、以下に掲げる3つの主要な要因によって発生し得る。

- 行政上の過失（義務を裏付ける効果的な制度及びプロセスの不完全な履行等）
- メンバーの管轄下における漁業者、蓄養業者、加工業者、輸出業者又は輸入業者の非遵守に対して、当該メンバーが対応策を講じないこと
- 義務の実施を免れるためのメンバーによる意図的な行為

非遵守の証拠があった場合において、是正措置の勧告を決定するに当たって、以下に掲げるガイドラインが適用される。

¹ これは、遵守計画案における「9.2 是正措置及び改善」に該当する。

1. メンバーの漁獲量が、当該メンバーの単一年又は複数年の国別配分の制限量を超過した分については、第一に、委員会が決定した期間において1:1の割合で返済されなければならない。特別な加重要件が存在する場合には、より高い比率の漁獲枠の返済を決定することができる。
2. 行政上の過失は、第一に、特定の期間内に行政的な欠陥を修正するための合意された計画を通じて対処されなければならない。
3. メンバーのうち発展途上国において発生した行政上の過失に対する是正措置に関しては、キャパシティ・ビルディング計画に焦点を合わせなければならない。ただし、これは実際に不備の是正を対象とするものに限る。
4. 是正措置は、適切な加重要素、すなわち、他のメンバーが被る被害、正当な理由に基づかない継続的な非遵守（複数年にわたる制度的な過小報告又は過剰漁獲を含む）、CCSBTの義務を免れようとした意思についての証拠等を考慮しなければならない。

4. 意志決定プロセス

遵守委員会

遵守委員会は、潜在的な非遵守及び全ての必要な是正措置を検討するに当たり、以下に掲げる事項を実施することができる。

- 非遵守に関する初期的な兆候の評価
- メンバーに対する調査及び報告の要請
- 必要に応じた（例えば、メンバーが支援を必要としている場合や、委員会が当該メンバーによる調査に不服がある場合）独立調査の勧告。かかる調査には、監査又は市場レビューが含まれ得る
- 受領した報告書に基づく非遵守の証拠のレビュー
- メンバーが提案している改善措置の検討
- 委員会への報告書の作成。かかる報告書には、調査結果、当該メンバーとの間で合意された全ての改善措置、並びにこの政策ガイドラインに基づく全ての追加的な是正措置の勧告案が記載される

メンバーには、CCSBT上の義務の遵守を改善するための是正措置又は改善措置を提案する機会が与えられる。メンバーは、行動方針案の作成に向けて遵守委員会の支援を要請する。

遵守委員会は、当該メンバーからの提案を検討した後、その提案に合意するか、さもなければ、委員会によって検討されるべき是正措置を勧告する

ことができる。遵守委員会から委員会への報告書には、多数及び少数意見を含めることができる。

委員会

委員会は、以下に掲げる事項を実施する。

- 遵守委員会報告書の検討
- 結果（是正措置）に関する当該メンバーとの協議

5. 是正措置のリスト

遵守委員会が勧告する是正措置には、具体的な状況及び非遵守の程度に応じて、以下に掲げるものを含めることができる。

1. 遵守支援／キャパシティ・ビルディング計画

- 技能訓練—例えば、オブザーバー、コンプライアンス・オフィサー又は確認者を対象とするもの
- 制度の構築—例えば、運用制度及び手続きの策定又は改善のための技術的又は財政的支援
- 分析支援—例えば、漁獲から市場までの SBT の流通の監視について改善するため
- 機材の購入—例えば、VMS、データの記録及び漁船からのデータ送信

2. 漁獲枠の返済

3. 国別漁獲配分の削減

4. 監視要件の強化

- オブザーバーの配置
- 検査に関する要件の増加
- VMS の報告頻度の増加
- 転載又は水揚げに関する規制

5. 公表

事務局長は、CCSBT ウェブサイトの公開ページ上において、全世界の SBT の TAC にかかるメンバーの国別配分量に関するあらゆる非遵守事例、及び非遵守に対応して関連するメンバーが行った是正措置に関する記録を維持するものとする。

6. 国際法と統合的な貿易又は市場規制

6. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項
委員会	<ul style="list-style-type: none">● 政策の承認● 遵守委員会からの勧告の検討● 調査の開始● 是正措置の決定
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none">● メンバーの遵守状況の監視● 非遵守の証拠の評価、メンバーからの意見の検討● 是正措置についてのメンバーからの提案を検討● 必要に応じた以下の勧告<ul style="list-style-type: none">○ 独立調査○ 漁獲枠返済の期限○ 1:1 より大きい比率の漁獲枠返済○ 是正措置● 政策のレビュー及び改正勧告
事務局	<ul style="list-style-type: none">● ウェブサイトに政策及び報告書を掲載
メンバー	<ul style="list-style-type: none">● 非遵守の証拠の調査● メンバーが実施した調査又は独立調査から得られた非遵守の証拠に対処

7. 政策のレビュー

この政策は、合意の日から3年ごとにレビューするものとする。委員会は、それよりも先に、いつでもレビューを指示することができる。メンバーは、早期のレビューを要請することができる。かかる要請は、レビューを求める理由とともに遵守委員会年次会合に提出されなければならない。

CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議案

(第2x回委員会年次会合(20xx年10月xx日)において改正)

みなみまぐろに関する違法、無報告、無規制(IUU)漁業が資源状況に悪影響を及ぼすことを懸念し、

漁獲証明制度(CDS)の策定のために2005年のCCSBT12で採択された原則及び2006年のCCSBT13において採択された‘貿易の有無にかかわらずみなみまぐろのすべての漁獲を記録するためのCDSの実施に関する決議’に照らし合わせ、

メンバー及び協力的非加盟国(CNM)が漁獲から少なくとも国内市場及び輸出市場における最初の販売までの合法的なSBT製品の情報の記録及び伝達並びに確認を行う必要性に留意し、

地域漁業管理機関間で漁獲証明制度の調和を達成しようとする目標を念頭に置き、

それぞれのメンバー及び協力的非加盟国によるSBTの漁獲を正確に確認するために、CDSが世界のSBT漁業のすべてのセクターを通じ、一貫的かつ包括的に適用されなければならないことを強調し、

CDSが、紙によるCDS又はウェブを活用した電子CDS(eCDS)のいずれかにより運用される可能性があることを認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第8条3(b)に従い、みなみまぐろの保存のための拡大委員会(CCSBT)は委員会の保存措置の遵守状況を監視するため、次の措置を採択する。

1. 一般条項及び適用

1.1 本決議において、「文書」及び「証明書」とは、以下のいずれかのことをいう。

- 紙の文書及び証明書、又は
- メンバー又は協力的非加盟国が、紙による漁獲標識証明書の代わりに国内で使用している電子的な漁獲標識証明書、又は
- 電子的な文書及び証明書であって、ウェブを活用したCCSBT eCDSにより生成されたもの。

別添1-3は、本CDS決議の一部と見なされなければならない。

1.2 本決議において、「出荷」とは、港での水揚げに当たる出荷であるかどうかにかかわらず、SBT製品を**最初**かつ物理的に蓄養場(すなわち収穫)又は漁船から取り出すことをいう。このため、本決議において、

国産品の水揚げ¹、又は冷凍倉庫若しくは輸出の仕向地における荷下ろし、転載及び蓄養場からの SBT の収穫はすべて出荷に含まれる。

- 1.3 すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、みなみまぐろ(SBT)のための CCSBT CDS を実施し、本決議に該当するすべての SBT に関する移動を文書に記録しなければならない。CCSBT CDS は、CCSBT CDS 文書の作成及び SBT の標識装着を含む。
- 1.4 メンバー、協力的非加盟国又は CDS に協力するその他の国/漁業主体 (OSEC²) の管轄権の下でのすべての SBT の出荷、及び/又は転載、国産品の水揚げ¹、輸出、輸入及び再輸出について、すべての SBT は、本決議のセクション 3 に記載される紙の文書が 1 つ添付されなければならない。本要件の免除は認められない。しかしながら、肉以外の魚体の部位³ (即ち、[[頭、]]目、卵、内臓、尾) については、文書なく輸出/輸入することができる。
- 1.5 メンバー又は協力的非加盟国の管轄権の下での、蓄養場への SBT の移送及び蓄養場間の SBT の移送は、規定に則り、[[蓄養活け込み証明書及び]]蓄養移送証明書として文書化されなければならない。
- 1.6 遊漁により漁獲された魚の販売を禁じているメンバー又は協力的非加盟国は、その遊漁に対し CCSBT CDS の要件を免除することができる。
- 1.7 委員会は、本決議の実施にあたり、SBT の漁獲、水揚げ、転載及び/又は蓄養に関与する拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟国以外の国の適当な当局に対し、協力を要請しなければならない。
- 1.8 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、出荷、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに (SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合) SBT の蓄養を許可されていない蓄養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこからの SBT の収穫を認めてはならない。
- 1.9 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、次の場合を除き、標識をともなわない丸の状態⁴の SBT について、出荷、国産品としての水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出を認めてはならない。

¹用語「国産品の水揚げ」とは、メンバーもしくは協力的非加盟国に置籍する船舶又はメンバーもしくは協力的非加盟国の漁船として登録された船舶により漁獲された SBT が、当該メンバー又は協力的非加盟国の領土に水揚げされることをいう。

²用語「CDS に協力するその他の国/漁業主体」とは、この決議への協力を確約することを書面にて表明した国/漁業主体をいい、この決議において「OSEC」と表す。

³この文脈において、魚体の部位から分離されたすべての肉が、肉であると見なされる。

⁴本決議において、洗浄、えらはら抜き、冷凍、鱭、鰓蓋(鰓板)及び尾を除去したもの、及び/又は頭部又は頭部の一部を除去した SBT は丸の状態と見なされる(すなわち、丸の状態の製品タイプには少なくとも RD, GG, GGO, GGT, DR, DRO 又は DRT が含まれる)。フィレ(FIL)やロイン(LOI)のように加工処理を施した SBT は、丸の状態とは見なされない。

- 1.9.1 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識が装着されることを条件に、標識なく SBT を出荷することができる。
- 1.9.2 CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、出荷時に標識を装着することができる。
- 1.9.3 予期せぬ SBT の混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、出荷時に標識を装着することができる。
- 1.10 標識が偶発的に外れ/破損し再装着できない、又は標識が破損し標識番号が判読できないという特別な状況においては、可及的速やかに、かつ、出荷の時点までに、代替の標識を装着しなければならない。
- 1.11 メンバー及び協力的非加盟国は、事務局長に対し、出荷後 7 日以内に、1.9.2、1.9.3 又は 1.10 に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着された SBT の尾数及び 1.10 については元来 (判明している場合) の標識番号及び新たな標識番号を提供しなければならない。
- 1.12 メンバー及び協力的非加盟国は、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態⁴の SBT に留まることを義務づけなければならない。その後も丸の状態の魚に標識が留まることを奨励しなければならない。

2. 必要となる登録

- 2.1 蓄養場記録が、許可された蓄養場を特定するため、事務局長によって作成、維持される。
- 2.2 事務局長によって維持される漁船記録により、許可漁船が特定される。
- 2.3 上記の許可登録に含まれない漁船及び/又は蓄養場の情報が記録されている CCSBT CDS 文書は、本制度の目的に対する有効な文書と見なされない。

3. 必要となる文書及び情報

- 3.1 CCSBT CDS 文書は、次のとおり。
 - 3.1.1 **[[蓄養活け込み証明書 (FSC)]]**—SBT の漁獲、曳航及び蓄養場への活け込みプロセスにともなうすべての SBT 死亡魚の情報を記録。
 - 3.1.2 蓄養移送証明書 (FTC) —蓄養場間の SBT の移送の情報を記録。
 - 3.1.3 **[[漁獲/収穫及び輸出証明書 (CHEC) —すべての SBT の漁獲/収穫、出荷、水揚げ及び転載、輸出及び輸入の情報を記録。]]**
 - 3.1.4 漁獲標識証明書 (CTC) —CDS の一環として標識装着された個別の SBT の情報を記録。

- 3.1.5 [[輸出証明書 (ExC) – 漁獲/収穫及び輸出証明書及びすべての先行する輸出証明書によってすでに記録された SBT であって、その後全量又は一部が輸出又は再輸出される SBT の情報を記録。]]
- 3.2 3.1 に定められる CCSBT CDS 文書に含まれるべき情報と関連する指示事項は、別添 1 のとおり。
- 3.3 承認された CDS 文書の採択後は、メンバー独自のバージョンを作成するための以下の変更のみ認められる⁵。
- 翻訳の追加又は書式の変更といった最小限の変更
 - 漁獲/収穫及び輸出統合証明書については、
 - 当該メンバーが転載を行わない場合にあっては、転載の部の削除
 - 当該メンバーが SBT の輸出に関して漁獲/収穫及び輸出統合証明書を使用しない場合にあっては、輸出及び輸入の部の削除
- 情報欄が該当しないという場合を除き、別添 1 に示した標準文書から情報欄を削除することは認められない。
- 3.4 3.3 に従い変更が加えられた文書は、[[CCSBT ウェブサイトへの掲載及び]]メンバー、協力的非加盟国及び SBT の水揚げ、転載、輸入、輸出又は再輸出に関与していることが知られている非加盟国に配布するため、直ちに事務局長に提供されなければならない。
- 3.5 CDS 文書及びその内容に関する大幅な変更は、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。
- 3.6 CCSBT CDS 文書は、固有の番号が付されていなければならない。

4. CDS 文書の修正又は取消し

- 4.1 CDS 証明書が修正された場合、証明書の発行国及び受領国である両国は、四半期ごとの CDS 文書提出の一環として、事務局長に対してすべての修正された証明書の写しを提出しなければならない。さらに、
- 4.1.1 輸入者の部以外の部は発行したメンバー/協力的非加盟国のみがこれを修正することができ、輸入者の部は輸入するメンバー/協力的非加盟国のみがこれを修正することができる。
- 4.1.2 すべての修正された証明書は、規定に則り、発行者/輸入者により再証明及び場合によっては再確認⁶されなければならない。
- 4.2 証明書が当局による確認後に取り消された場合、発行したメンバー/協力的非加盟国は、以下により CDS 文書を取り消すことができる。

⁵ただし、漁獲標識証明書に対する情報欄の追加を除く。

⁶修正された証明書のうち関連する確認の部があるものについては、必ず再確認される必要がある。

- a) 発行するメンバー/CNMにより、代替証明書が発行、証明及び確認（該当する場合）される。
 - b) SBTが輸出/再輸出される場合、代替証明書は、輸入するメンバー/協力的非加盟国によって証明されなければならない。
- 4.2.1 発行するメンバー/協力的非加盟国は、四半期毎のCDS文書提出の一環として、事務局長に対し、代替証明書に関連するすべての証明書番号とともに、取り消された証明書のリストを提出しなければならない。
 - 4.2.2 輸入するメンバー/協力的非加盟国は、四半期ごとのCDS文書提出の一環として、事務局長に対し、輸入者によって証明された代替証明書を提出しなければならない。

5. 標識装着

- 5.1 メンバー及び協力的非加盟国は、次の場合を除き、捕殺時、丸の状態のSBTにSBT標識を付することを義務づけなければならない。
 - 5.1.1 SBTが捕殺の直後かつ出荷の前までに丸⁴でない状態に加工される場合、SBTに標識を装着する必要はないが、漁獲標識様式に当該SBTの標識番号及び詳細が記録されるよう、当該SBTに対して標識番号を割り当てなければならない。
 - 5.1.2 蓄養事業の場合、捕殺後30時間以内に標識を付することができる。
 - 5.1.3 CCSBT許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、出荷時に標識を付することができる。
 - 5.1.4 予期せぬ混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、出荷時に標識を付することができる。
- 5.2 3.1.4のとおり、漁獲標識証明書は、個別のSBTについて関連する標識情報が記録される。漁獲標識証明書は、捕殺時以降できる限り速やかに記入されなければならない。体長及び重量の測定は、SBTの凍結前に実施されなければならない。船上において測定が正確に実施できない場合、測定及び関連する漁獲標識証明書への記入がSBTのさらなる移送の前に行われることを条件に、出荷の時点で行うことができる。
- 5.3 完成した漁獲標識証明書は、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に提供され、漁獲標識証明書の情報は、四半期ごと、電子媒体を通じ、事務局長に対し、提出されなければならない。
- 5.4 **[[完成した漁獲標識証明書の写しは、関連する漁獲/収穫及び輸出証明書（CHEC）及び輸出証明書（ExC）に添付されなければならない。]]**
- 5.5 標識装着計画は、別添2に定められた手続き及び情報に関する最低基準を満たさなければならない。
- 5.6 メンバー及び協力的非加盟国は、SBT標識の許可されない使用を禁止しなければならない。

6. 確認

6.1 CCSBT CDS 文書は、規則に則り、次に該当する者によって、確認されなければならない。

6.1.1 [[蓄養活け込み証明書については、]]捕獲された SBT に対応する国別配分量を保有している旗国であるメンバー若しくは協力的非加盟国の政府職員。

6.1.2 漁獲/収穫及び輸出証明書については、漁獲/収穫した船舶の旗国であるメンバー若しくは協力的非加盟国の政府職員、又は当該船舶が用船契約に基づき操業している場合にあっては、当該用船先のメンバー若しくは協力的非加盟国の権限を有する当局若しくは機関。

6.1.3 すべての SBT の輸出については、輸出するメンバー又は協力的非加盟国の政府職員。

6.1.4 すべての SBT の再輸出については、再輸出するメンバー、協力的非加盟国又は OSEC の政府職員。

6.2 CDS 文書の確認権限は、該当する国/漁業主体の政府職員から権限を付与された者[[であって、その者が SBT 漁業及びその製品に対する相当の利害関係を有さない者である場合に限り、これを]]委任することができる。委任された者を利用するメンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。CCSBT CDS 文書を証明する者は、当該文書を確認する者と同一であってはならない。

6.3 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、確認に関する情報を提供しなければならない(政府職員及び個人が CCSBT CDS 文書の確認を行う権限を行使するよりも前に、確認のタイプ、文書の確認を行う組織の名称、文書の確認を行う政府職員の氏名、肩書き及び署名、封印又は印鑑の印影見本及び代理権を有するすべての者のリストを含む)。メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、すべての変更について、変更が生じた日付から 15 日以内にこれを通知しなければならない。

6.4 事務局長は、6.3 に定められた情報の維持を行い、確認を行う当局にかかる更新履歴を CCSBT ウェブサイトのプライベート・エリアに遅滞なく掲載するとともに、すべてのメンバー、協力的非加盟国及び OSEC に対して、当該履歴に対するアクセスを提供する。

6.5 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、3.1 に定められる CCSBT CDS 文書のうち、完全でないもの、明らかに誤った情報が記載されているもの又は本決議の求めるとおり確認されていないものについて、確認をしてはならない。

6.6 **[[メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、CHEC に記録された「計量及び確認された水揚げ重量」が正確であることを確認するための十分な証拠を確かめることなしに、漁獲/収穫及び輸出証明書 (CHEC) の確認をしてはならない。]]**

- 6.7 メンバー、協力的非加盟国又は OSEC は、出荷、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出において、当該 SBT の貨物に必要なとされる文書の一部又はすべてがともなわれていない場合、証明書において必要とされる情報欄の記載に不備がある場合又は証明書が本決議の求めるとおり確認されていない場合、いかなる SBT も受け入れてはならない。
- 6.8 全量又は一部が標識の装着されていない丸の状態の SBT からなる貨物について、出荷、転載、国産品の水揚げ、輸出 (国産品の水揚げ後の輸出を含む)、輸入又は再輸出の確認又は受け入れをしてはならない。
- 6.9 メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、出荷及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない。
- 6.10 メンバー及び協力的非加盟国は、6.9 に従い実施した監査の種類及びカバー率並びに遵守の程度に関する詳細を、SBT 漁業に関する年次報告に含めなければならない。

7. 情報交換及びデータの機密性保護

- 7.1 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、受領したすべての CCSBT CDS 文書原本 (又はスキャナーによって作成した原本の電子コピー) を、文書上に記載された直近の日付から最低 3 年の間、保持しなければならない。メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、発行した CCSBT CDS 文書の写し (又はスキャナーによって作成した原本の電子コピー) についても、文書上に記載された直近の国/主体による発行日から最低 3 年の間、保持しなければならない。これら CDS 文書の写し (漁獲標識証明書⁷ 及びまだウェブを利用した eCDS システムを通じて事務局長に提出されていない CDS 文書を除く) は、四半期ごとに事務局長に提出されなければならない⁸。

また、各月において取り消されたすべての文書のリスト (文書番号、文書の種類及びもしあれば予定されている輸出先) は、事務局長に対して四半期ごとに提出されなければならない⁸。

⁷ 漁獲標識証明書に提供すべき情報の要件は、5.3 に定められている。

⁸ 紙の証明書原本の写し又は証明書のすべての情報を含む電子書式のいずれか。

- 7.2 事務局長は、CDS 文書の原資料を電子データベースに蓄積しなければならない。事務局長は、かかるデータベースにおける原資料の機密性を確保し、国/漁業主体に対しては、当該国/漁業主体が確認した CCSBT CDS 文書及び本決議に基づき受領が必要なものとしてあらかじめ規定されたすべての関連文書に関する原資料のみ提供する。国/漁業主体が他の国/漁業主体に関係する CCSBT CDS 文書を求めた場合、事務局長は、後述の取極によってのみかかるデータを公開できる。
- 7.3 事務局長は、CCSBT CDS を通じて収集されたデータについて、1月1日から12月31日までの期間のものについては翌年6月1日までに、1月1日から6月30日までの期間のものについては同年12月1日までに、拡大委員会に報告しかつすべてのメンバー及び協力的非加盟国に回章しなければならない。かかる報告書に含まれる情報は、別添3に定める。事務局長は、メンバー及び協力的非加盟国の指定する一つの当局にのみ、かかる報告書の写しを電子媒体にて提供しなければならない。
- 7.4 事務局長は、次により構成される報告書を CCSBT ウェブサイトのパブリック・エリアに掲載する。
- 漁獲に関する以下の詳細：
 - 船籍のおかれる国/漁業主体
 - 収穫年
 - 確認された水揚正味重量⁹推定原魚重量（変換係数を利用して確認された正味重量から算出する）
 - 最初の輸出（再輸出は除く）に関する以下の詳細：
 - 船籍のおかれる国/漁業主体
 - 仕向先の国/漁業主体¹⁰
 - 輸出される正味重量
 - パラグラフ 3.4 に従って提出された、変更が加えられた CDS 文書の写し
- 7.5 科学委員会、遵守委員会又はその他の委員会補助機関の要求がある場合、事務局長は、委員会の同意を得て、CCSBT CDS により収集されるデータについて、7.3 に定められるところよりも頻繁又は詳細なものを、当該機関に対し、提供しなければならない。
- 7.6 事務局長は、7.1 により提供されたデータを分析のうえ、確認された相違を関係のあるメンバー又は協力的非加盟国に通知しなければならない。

8. CDS 文書の確認

⁹ CHEC セクション 3 の推定正味重量と CHEC セクション 6 の確認された重量の調整により算出される。

¹⁰ 輸出証明書において仕向先が輸入地点と異なる場合は、輸入する国/漁業主体を用いること。

- 8.1 メンバー及び協力的非加盟国は、その権限のある当局又はその他権限を付与された者もしくは機関が、その領土に国産品として水揚げされる、その領土へ輸入される、その領土から輸出又は再輸出される SBT の貨物を確認し、SBT の貨物について確認された CCSBT CDS 文書を検査するための措置を講じることを確保しなければならない。当局又は許可を付与された個人もしくは機関は、CCSBT CDS 文書及び関連する文書に記載された情報を確認するために、貨物の内容物を検査できるものとし、必要であれば、関係する業者とともに確認を実施しなければならない。
- 8.2 メンバー及び協力的非加盟国は、情報を精査し、CDS 報告書における情報について、事務局長からのデータとの比較により確認された不調和を含め、確認された不正行為を調査、解決しなければならない。特に、メンバー及び協力的非加盟国は、入手可能な情報を利用し、7.3 に基づく事務局長による報告書の照合を行わなければならない。
- 8.3 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、次のいずれかに該当する SBT の貨物について、事務局長並びに関係するメンバー、協力的非加盟国及び OSEC に対し、可及的速やかに通報しなければならない。
- 8.3.1 関連する CDS 文書に含まれる情報に疑義がある場合。
- 8.3.2 CCSBT CDS 文書が不完全、行方不明又は確認されていない場合。
- 8.4 メンバー及び協力的非加盟国は、8.1 及び 8.2 に規定される懸念事項を国内法に従い精査、調査及び解決するため、関連当局と協力するとともに必要なすべての手段を講じ、事務局長による委員会への報告書に含めるため、その結果を事務局長に通知しなければならない。
- 8.5 遵守委員会は、7.3 及び 7.4 の事務局長によってとりまとめられた要約情報を、確認された不正行為及び不調和並びに 8.3 に基づき通報された調査の結果を含め、検討する。
- 8.6 委員会は、遵守委員会の勧告を受けて、確認調査の結果に関連して必要となる対応を検討することができる。かかる対応には、ここに記載される遵守措置又は関連する他の遵守措置の見直しを含むが、それに限定されるものではない。
- 8.7 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、CDS 文書が偽造されないこと及び/又は誤った情報を含まないことを確保するために、協力しなければならない。

9. 情報へのアクセス及び保護

- 9.1 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC の国内法令により、CCSBT CDS から作成される情報は、機密情報として扱われなければならない、CCSBT の目的に適う形で又は委員会が合意するその他の目的のためにのみ使用することができる。

- 9.2 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、必要な場合には、漁獲の検証手続きを支援するべく、必要となる有益な情報の交換に合意し、適当な場合には、CDS に関する情報の伝達の完全性を検証し、不調和を一致させるのに必要となる可能性のある証拠を交換することに合意する。

10. 実施及びレビュー

- 10.1 [[本決議は、2018年1月1日以降の最初の漁期の開始時点から発効する。それまでの間、現行の CDS 決議を適用する。]]
[[注：漁期と合わせた移行期間を検討]]
- 10.2 遵守委員会は、毎年、本決議の運用にかかるレビューを行い、実施上の問題、長所及び弱点を特定し、本決議の改善の選択肢及びその選択肢を支持する手続を拡大委員会会合で勧告する。レビューには、CDS 文書の運用、及び(紙ベースのシステムに対する)eCDS が導入された場合にはその運用、メンバー及び協力的非加盟国により報告された標識の破損又は紛失並びに 1.9 及び 1.10 において使用を免除した程度に関係する懸念事項が含まれる。
- 10.3 事務局長は、遵守委員会によるレビューを補佐するために、電子書類及び魚の標識に関連する利用可能な技術をモニターする。

CCSBT のメンバー及び協力的非加盟国 (CNM) による標識装着計画にかかる 手続き及び情報に関する最低基準

SBT 標識制度に関する一般要件

1. 決議の 1.8 及び 1.9 のとおり、SBT 標識は、魚の死骸が丸の状態である
うちは、個別の魚に残存していなければならない。洗浄、えらはら抜き、
冷凍、及び/又は鰭、鰓蓋（鰓板）及び尾の除去及び/又は頭部又は
頭部の一部の除去を行っても魚は丸の状態のままである。フィレ又は
ロイン加工といった過程を経た場合、丸の状態とは見なされない。
2. メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識が再使用できないことを確
実にする措置を講じるものとする。

SBT 標識の仕様

3. SBT 標識は、次の最低基準を満たさなければならない。
 - a. 容易に読み取れる様式で、事前に記録された固有の標識番号を
持つ。
 - b. CCSBT のロゴ／識別子がある。
 - c. 標識の番号は、旗国固有の識別子及び漁業年の識別子を含まな
なければならない。(例：NZ-2008-000001)。
 - d. SBT にしっかりと固定することが可能。
 - e. 再使用ができず、不正加工を防ぎかつ偽造又は複製の恐れがな
い。
 - f. 少なくともマイナス 60°C、海水及び手荒い扱いに耐えることが
でき、またそうした環境下でも柔軟性が保たれ、脆くならない。
 - g. 食品安全性がある。
4. CCSBT 標準一元管理標識の購入は、毎年、事務局長から手配を受ける
ことができる。CCSBT 一元管理標識を購入及び使用しないメンバー又
は協力的非加盟国は、当該国/漁業主体が使用予定の標識のタイプにか
かるカラー写真を提出しなければならない。これらの写真は、すべて
の標識ラベル及びロゴマーク、及び標識の一部として備えられたその
他すべての安全対策を明示するに十分な解像度でなければならない。
事務局長は、これらの写真を CCSBT ウェブサイトの一般エリアに掲載
するものとする。

標識関連情報に関する一般要件

5. メンバー及び協力的非加盟国は、**SBT**を漁獲又は蓄養することを許可した組織に配布した**SBT**標識を記録しなければならない。
6. 個別の標識に関連して、メンバー及び協力的非加盟国は、自国の船舶及び経営者並びに関係当局が報告に関する手続き及び様式を持ち、個別の**SBT**に関する漁獲月、漁獲海区、漁獲方法並びに体重及び体長を含む、必要とされる標識情報が収集されることを確保しなければならない。
7. 本決議のセクション4から10における**CCSBT CDS**決議のすべての要件が、標識装着計画を実施するメンバー及び協力的非加盟国における標識装着に関する文書及び情報に適用される。

大型流し網漁業に関する決議案

(第 23 回委員会年次会合 (2016 年 10 月 10 - 14 日) において採択)

みなみまぐろ保存委員会に付属する拡大委員会は、

公海における大型流し網漁業の全面的停止に関する国際連合総会 (UNGA) 決議 46/215 を想起し、

多数の船舶が、引き続き、みなみまぐろ漁業に影響を及ぼす公海流し網漁業に従事していることを示す直近の証拠に留意し、

公海においてみなみまぐろを漁獲、捕獲又は収穫することが合理的に想定される形で大型流し網を備えたすべての船舶は、CCSBT の保存管理措置の有効性を低下させる可能性が高いことを懸念し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条パラグラフ 3 (b) に従い、以下のとおり合意する。

1. 公海においてみなみまぐろを漁獲、捕獲又は収穫することが合理的に想定される形での大型流し網¹の使用は、これを禁止する。
2. メンバー及び協力的非加盟国は、同国の漁船がパラグラフ 1 に違反して大型流し網を使用することを禁止するために必要なあらゆる措置をとるものとする。
3. この決議は、メンバーが、大型流し網の規制に関してより強力な措置をとることを何ら妨げるものではない。

¹ 「大型流し網」とは、海面又は海中を漂流させることにより魚を巻き込み、刺し込ませ、又は絡ませるための全長 2.5 キロメートル以上の刺網又はその他の網又は網の組み合わせとして定義される。

3.3 IUU 船舶リスト（決議）

名称：みなみまぐろ（SBT）に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する決議

リンク：https://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_IUU%20Vessel_List.pdf

注：この決議には付属書 I から IV が含まれる。付属書 I は、CCSBT IUU 船舶リストの定義である。付属書 II は、禁止された又は非遵守漁具のリストである。付属書 III は、SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式である。付属書 IV は、CCSBT IUU 船舶リスト（案、暫定及び現行）に含まれるべき情報のリストである。

3.3 IUU 船舶リスト	
義務	最低履行要件
i. メンバー及び CNM は、当年及び/又は前年に SBT の IUU 漁業活動に関与したと推測される船舶のリストを、SBT の IUU 漁業活動の推測に関する適切に文書化された補助的な証拠を添付して、毎年、CC の年次会合の少なくとも 14 週間前までに事務局長に通知するものとする。 ¹	1. IUU が疑われる船舶のリスト及び補助的な証拠を、以下に対して電子的に提出する。 <ol style="list-style-type: none"> 事務局長に対して、遵守委員会年次会合の遅くとも 14 週間前まで 関連する船籍が置かれる国／漁業主体に対して、事務局長に提出するのと同様、又はより早期に 2. 回章された CCSBT IUU 船舶リスト案に掲載された全ての船舶の活動を効果的に監視するための運用制度及びプロセスを策定し、実施する。
ii. 事務局長に対する SBT の IUU と推測される船舶のリストの通知の前もしくは同時に、メンバー又は CNM は、関連する旗国又は主体に対して、直接あるいは事務局長を通じて通知するとともに、関連する適切に文書化された情報の写しを当該旗国又は主体に提供するものとする。	
iii. メンバー及び CNM は、IUU 船舶リスト案を受領次第、IUU 船舶リスト案に掲載された船舶について、それらの活動及び船名、船籍及び/又は登録所有者変更の可能性を究明するため、厳密に監視するものとする。	

¹ SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式を用いる。

3.3 IUU 船舶リスト	
義務	最低履行要件
iv. 船舶リスト案及び/又は現行の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 及び NCNM は、事務局長に対し、CC 年次会合の少なくとも 6 週間前までに、適切に文書化された情報（リスト掲載された船舶が CCSBT 保存管理措置を弱体化させる方法で SBT を漁獲しなかったことを示すもの）を含め、何らかのコメントを通知するものとする。	1. CCSBT IUU 船舶リスト案に船舶が掲載されているメンバー／CNM は、必要に応じて、事務局長に対し、遅くとも遵守委員会年次会合の開始 6 週間前までに、コメント及び適切に文書化された情報を電子的に提出する。
v. 全てのメンバー、CNM 及び関連する全ての NCNM は、事務局長に対し、CCSBT の IUU 船舶リストの設立に関連する可能性があるあらゆる追加情報をいつでも提出することができる。	
vi. CCSBT の新たな IUU 船舶リストの採択に関して、CCSBT の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 及び NCNM は、以下を要請される。 a. CCSBT の IUU 船舶リストへの船舶の掲載及び CCSBT の IUU 船舶リストへの掲載から生じる結果を所有者に通知すること。 b. これらの IUU 漁業活動を根絶するため、必要であればこれらの船舶の登録又は漁業許可の取消しも含め、全ての必要な措置をとるとともに、とった措置を拡大委員会に対して情報提供すること。	1. CCSBT IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー／CNM は、以下にかかる運用制度及びプロセスを実施しなければならない。 a. IUU 船舶リストに掲載されている船舶の所有者に直ちに通知するとともに、旗国の国内法及び規則に則った適切な処罰及び制裁措置について通知し、これを執行する。 b. とられた措置について、拡大委員会への情報提供を行う。 2. 以下の事項を行うため、CCSBT IUU 船舶リストに掲載された船舶を確認し、監視し、及び必要に応じて連絡を行うための運用制度及びプロセスを策定し、実施する。
vii. メンバー及び CNM は、適当な法律及び規制、国際法及び各メンバー/CNM が国際的に負っている義務に基づき、全ての必要かつ差別的でない以下の措置をとるものとする。	

3.3 IUU 船舶リスト

義務	最低履行要件
<p>a. 当該船舶にかかる一切の SBT 漁業許可の解除又は取消し、又は旗国の国内法及び規制に基づく代替的な制裁を賦課すること。</p> <p>b. 旗を掲げた漁船が、CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶との漁獲加工のオペレーションへの関与またはあらゆる洋上転載への参加及び共同操業など、いかなる支援も行わないよう確保すること。</p> <p>c. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶が、水揚げ、転載、給油、補給又は港でのいかなる取引も許可されないよう確保すること。ただし、不可抗力である場合を除く。</p> <p>d. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている外国船籍の船舶が、検査及び/又は効果的な取締り活動に目的を限定して入港が許可された船舶を除き、入港することのないよう確保すること。ただし、不可抗力である場合を除く。</p> <p>e. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶が、その許可に基づき用船されることのないよう確保すること。</p>	<p>a. 同国の旗を掲げる全ての漁船に対して、IUU 船舶²との漁業活動を支援したり、これに参加することのないよう³通知する。</p> <p>b. IUU 船舶が港内での商業取引（SBT の陸揚げ及び/又は転載を含む）を許可されないよう確保する。 Error! Bookmark not defined.</p> <p>c. 検査/取締りを目的とする場合を除き、IUU 船舶リストに掲載された外国船の入港を拒否する。</p> <p>d. IUU 船舶が用船されないよう確保する。</p> <p>e. 転籍が IUU 漁業につながることはない判断するための確認を行うことなしに IUU 船舶リストに掲載された外国船がメンバー/CNM の船籍となることのないよう確保する。</p> <p>f. 管轄する域内において IUU 船舶に由来する SBT が蓄養され、陸揚げされ、転載され、又は取引されることのないよう確保する。</p> <p>g. IUU 船舶による偽造の SBT 取引文書を検知し、及び/又は防止する。</p>

² この文脈では、「IUU 船舶」とは CCSBT IUU 船舶リストに掲載されていることを指す。

³ 不可抗力である場合を除く。

3.3 IUU 船舶リスト

義務	最低履行要件
<p>f. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている外国船籍の船舶が、その国旗を掲揚しないよう確保すること。ただし、当該船舶の所有者が替わり、新所有者が、旧所有者又は漁労長と法的、利益上又は金銭的に関わりがない、又は支配下でないことを証明する十分な証拠を提出した場合、又は旗国もしくは CNM が、関連する全ての事実を考慮して、当該船舶が旗を掲揚することが IUU 漁業にはつながらないと判断した場合を除く。</p> <p>g. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶からの SBT が、水揚げされ、畜養され、転載され及び/又は国際的及び/又は国内的に取引されることのないよう確保すること。</p> <p>h. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶からの SBT にかかる虚偽の CDS 文書及び/又は虚偽の輸入/輸出証明を調査し、管理し、防止することを目的として、全ての適切な情報を収集し、他のメンバー及び CNM と交換すること。</p>	
<p>viii. 拡大委員会の各メンバーは、船舶を削除するための要請を調査するとともに、事務局長の通知から 21 日以内に、事務局長に対して、当該船舶を CCSBT IUU 船舶リストから削除するか又は掲載したままにするかに関する結論を文書で通知するものとする。</p>	<p>1. 事務局長からの CCSBT IUU 船舶リストからの船舶の削除に関する要請を受領してから 21 日以内に、削除要請を支持するかどうかについて、書面で通知する。</p>